

**平成26年 第2回**

**仁木町議会定例会会議録**

**開 会 平成26年6月23日**

**閉 会 平成26年6月23日**

**仁 木 町 議 会**

## 平成26年第2回仁木町議会定例会議事日程

◆日 時 平成26年6月23日（月曜日）午前9時30分 開会  
◆場 所 仁木町役場 3階議場

### ◆議事日程

- |       |                |   |
|-------|----------------|---|
| 日程第1  | 会議録署名議員の指名     |   |
| 日程第2  | 議会運営委員会委員長報告   |   |
| 日程第3  | 会期の決定          |   |
| 日程第4  | 諸般の報告          |   |
| 日程第5  | 行政報告           |   |
| 日程第6  | 一般質問           | 風しんワクチン接種について<br>高齢者の交通手段について<br>仁木町の観光について |
| 日程第7  | 議案第1号          | 平成26年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第2号）                   |
| 日程第8  | 議案第2号          | 平成26年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）           |
| 日程第9  | 議案第3号          | 平成26年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）             |
| 日程第10 | 議案第4号          | 平成26年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）            |
| 日程第11 | 議案第5号          | 仁木町税条例等の一部を改正する条例制定について                     |
| 日程第12 | 議案第6号          | 仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について                |
| 日程第13 | 議案第7号          | 余市町と仁木町の旅券交付申請及び交付に関する事務の委託について             |
| 日程第14 | 議案第8号          | 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約を変更するための協議について          |
| 日程第15 | 議案第9号          | 北海道市町村総合事務組合規約を変更するための協議について                |
| 日程第16 | 推薦第1号          | 仁木町農業委員会委員の推薦                               |
| 日程第17 | 意見案第9号         | 地方財政の拡充を求める意見書                              |
| 日程第18 | 意見案第10号        | 「情報・コミュニケーション法（仮称）」の早期制定を求める意見書             |
| 日程第19 | 意見案第11号        | 総合的・体系的若者雇用対策を求める意見書                        |
| 日程第20 | 意見案第12号        | 地域包括ケアシステム構築のため地域の実情に応じた支援を求める意見書           |
| 日程第21 | 意見案第13号        | 中小企業の事業環境の改善を求める意見書                         |
| 日程第22 | 意見案第14号        | 鳥獣の捕獲促進体制強化の速やかな実施を求める意見書                   |
| 日程第23 | 意見案第15号        | 教育委員会制度の見直しに関する意見書                          |
| 日程第24 | 意見案第16号        | 消費税10%実施の中止を求める意見書                          |
| 日程第25 | 意見案第17号        | 労働者派遣法改正及び労働時間上限撤廃など労働法制改正に反対する意見書          |
| 日程第26 | 議員の派遣          |   |
| 日程第27 | 委員会の閉会中の継続審査   |   |
| 日程第28 | 委員会の閉会中の所管事務調査 |   |

## 平成26年第2回仁木町議会定例会会議録

開 会 平成26年6月23日 午前 9時30分  
 閉 会 平成26年6月23日 午後 3時11分

議 長 山 下 敏 二 副 議 長 横 関 一 雄

## 出席議員（9名）

1 番 野 崎 明 廣 2 番 住 吉 英 子 3 番 嶋 田 茂  
 4 番 宮 本 幹 夫 5 番 大 野 雅 義 6 番 林 正 一  
 7 番 上 村 智 恵 子 8 番 横 関 一 雄 9 番 山 下 敏 二

## 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	佐藤 聖一郎	教育委員会委員長	高木 僚一
副 町 長	美濃 英則	教 育 長	角谷 義幸
総 務 課 長	林 典克	教 育 次 長	嶋井 康夫
財 政 課 長	岩井 秋男	農 業 委 員 会 会 長	天野 信文
会 計 管 理 者	鹿内 力三	農 業 委 員 会 事 務 局 長	(泉谷 享)
企 画 課 長	鈴木 昌裕	選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	芳岡 廣
住 民 課 長	門脇 吉春	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	(林 典克)
ほ け ん 課 長	川北 享	監 査 委 員	中西 勇
農 政 課 長	泉谷 享		
建 設 課 長	岩佐 弘樹		

## 議会事務局職員出席者

事 務 局 長 浜 野 崇  
 議 事 係 主 任 松 岡 亜 希

## 開 会 午 前 9 時 3 0 分

○議長（山下敏二）おはようございます。

定刻となりましたので、これから会議を始めたいと思います。

只今の出席議員は、9名です。定足数に達していますので、只今から、平成26年第2回仁木町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（山下敏二）日程第1『会議録署名議員の指名』を行います。

本日の会議録署名議員は、仁木町議会会議規則第123条の規定により、7番・上村君及び8番・横関君を指名します。

### 日程第2 議会運営委員会委員長報告

○議長（山下敏二）日程第2『議会運営委員会委員長報告』を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

○7番（上村智恵子）議長。

○議長（山下敏二）上村委員長。

○7番（上村智恵子）皆さん、おはようございます。

議会運営委員会決定事項について、報告いたします。本定例会を開催するにあたり、6月12日、木曜日に議会運営委員会を開催し、本日開会の定例会の会期日程等議会運営に関する事項について、調査いたしました。

委員会決定事項。まずはじめに、付議事件について申し上げます。本定例会には、議案9件、推薦1件、意見書9件の合計19件が付議されており、他に仁木町議会会議規則第60条の規定に基づく一般質問の通告が3名から3件提出されております。

次に、議事進行について申し上げます。日程第5までは、これまでと同様に進めます。日程第6・一般質問については通告順に従って、住吉議員1件、上村議員1件、野崎議員1件の順であります。日程第7から第10の補正予算については、いずれも即決審議でお願いいたします。日程第11から第12の条例改正については、いずれも即決審議でお願いいたします。日程第13の事務委託については、即決審議でお願いいたします。日程第14から第15の規約変更については、いずれも即決審議でお願いいたします。日程第16の推薦については、即決審議でお願いいたします。日程第17から第25の意見書については、いずれも即決審議でお願いいたします。なお、提出者及び賛成者につきましては、お手元に配布のとおりでございます。日程第26・議員の派遣については、仁木町議会会議規則第125条の規定による議員派遣でございます。派遣内容等については、お手元に配布のとおりでございます。日程第27・委員会の閉会中の継続審査、日程第28・委員会の閉会中の所管事務調査については、お手元に配布のとおり、各委員長より申し出がございません。

続いて、会期について申し上げます。平成26年第2回仁木町議会定例会招集日は、本日6月23日月曜日。会期は、開会が6月23日月曜日、閉会が6月24日火曜日の2日間といたします。

最後に、当面する行事予定については、お手元に配布のとおりでございます。以上で、議会運営委員会決定事項についての報告を終わります。

○議長（山下敏二）委員長の報告が終わりました。

委員長報告のとおり、議事を執り進めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認め、そのように決定しました。

---

### 日程第3 会期の決定

○議長（山下敏二）日程第3『会期の決定』の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会委員長報告のとおり、本日6月23日から6月24日までの2日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日6月23日から6月24日までの2日間とすることに決定しました。

---

### 日程第4 諸般の報告

○議長（山下敏二）日程第4『諸般の報告』を行います。

最初に、地方自治法第121条の規定に基づき、説明員として出席を求めた者はお手元に配布のとおりです。

監査委員から例月出納検査報告書、平成26年度第3回が提出されております。内容はお手元に配布のとおりです。

次に、6月2日開催の平成26年第3回臨時会以降の議長の活動報告を印刷し、お手元に配布しております。6月5日には、北海道町村議会議長会の第65回定期総会がポールスター札幌で開催され、出席してまいりました。総会では、平成25年度の会務報告の承認、高速交通ネットワーク早期整備や地域医療体制の確保等、各地区議長会提出の議題を採択し、更には町議会の活性化と議会権限の拡充等15項目についての一般決議並びに道州制の導入に反対する特別決議、北海道新幹線の建設促進に関する特別決議の2件を採択し、関係機関に要請活動を行うことで承認してまいりました。

議長活動の詳しい内容につきましては、復命書を事務局に提出しておりますので、必要な方は後程ご高覧願います。以上で、私の諸般の報告といたします。

---

### 日程第5 行政報告

○議長（山下敏二）日程第5『行政報告』を行います。

佐藤町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

○町長（佐藤聖一郎）議長。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）皆さん、おはようございます。

平成26年第2回仁木町議会定例会が開催されるにあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

本日ここに、平成26年第2回仁木町議会定例会を開催いたしましたところ、山下議長、横関副議長をはじめ、議員の皆様におかれましては、何かとご多忙のところこのようにご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

ます。また、天野農業委員会会長、中西代表監査委員、高木教育委員長、芳岡選挙管理委員長におかれましても、万障繰り合わせの上ご出席を賜り、誠にありがとうございます。光陰矢のごとしという言葉もございりますが、早いもので今年ももうすぐで1年の半分が経過しようとしております。歳月は人を待たないものでありまして、時間は刻々と過ぎてしまいますが、先般有識者でつくる民間研究機関日本創生会議によりますと、2040年には全国にある1800市区町村の約半分の存在が難しくなるとの予測がまとめられました。2040年までに、若年女性20歳から39歳の人口が50%以上減少し、消滅する可能性がある市区町村は全国に896あるとの試算が出され発表されました。本町においても2040年の総人口は2390人まで減少するとの推計が出されておりますが、今後、自治体に課せられている責務といたしまして、将来へ向けた町の明確なビジョンを描き、その目的に沿った施策を打ち出していかなければなりません。少子高齢化や人口減少により地域経済に対する影響はもちろんのこと、地域そのものの形が歪み始めております。今、そのような社会の変化に対応できる能力を持つことが、これからの自治体に求められてきております。本町におきましても、農業・教育・福祉や社会基盤等、様々な分野で将来に対する不安要素を抱えている状況下で、既存の意識や常識、目先の利益に捉われず自治体として生き残っていくためには、いかなる変化に対しても動じない基盤を作り上げることが、長期的な利益に繋がるものと信じております。そのためにも、ここにおられます議員の皆様と共に志を一つにし、仁木町の将来へ向けてこれから歩みを進めてまいりたいというふうに考えております。

さて、本題に戻りますが、本定例会には上村議会運営委員長からご説明がありましたとおり、9件の議案を提出しております。格別のご審議を賜りますようお願い申し上げまして、平成26年第2回仁木町議会定例会開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

それでは、行政報告を行います。はじめに、一般旅券の発給申請受理及び交付に関する事務の権限移譲について申し上げます。一般旅券の発給申請受理及び交付に関する事務につきましては、道からの市町村への事務権限移譲方針に基づく重点推進権限と位置づけられており、年々権限移譲が進んできております。平成25年度末で道内179市町村のうち121市町村で権限移譲を受けて業務を行っているところであり、後志管内では小樽市、共和町及び余市町の3市町になっております。本町におきましても、北海道から権限移譲に向けた要請を受けておりますが、年間の発給申請受理及び交付件数が平成22年度から平成25年度までの間で平均件数42件と少なく、本町単独での業務を行った場合、費用対効果の面からも効率的ではないことから、近隣町で権限移譲を受けて業務を行っております余市町に事務委託を行っていただくことが効果的であると考えまして、余市町に事務委託の可能性についての打診を行ったところ、快諾していただきましたので、本年2月19日、北海道に対し10月1日から権限移譲に同意する旨を伝えております。北海道には北海道議会平成26年第1回定例会において権限移譲に関する議案が可決された旨の確認をしております。またこれと併行し、10月1日からの業務実施にあたりまして、余市町に事務委託を行っていただくための協議を進めてまいりました。なお、事務委託の協議につきましては、古平町におきましても本町同様に余市町に事務委託を行っていただくとのことでありますので、余市町・古平町及び本町の3町で協議を行っております。事務委託料につきましては、余市町からは発給の申請に関しては北海道から交付される権限移譲による本町への交付金と同額の1件1350円とし、その他IC交付端末機リース料及び保守料などの委託事務処理に要する経費負担額は年額9万円程度との額が示されております。この経費負担額につきましては、道内におきまして事務委託を行っております各市町村の経費負担と比べましても妥当な額と判断をしていることから、各町が3分の1を負担することで確認をしております。この後、10月1日からの業務

実施に向け、細部につきまして更に協議を進めることとしておりますが、この度、基本的な協議が整いましたので、今定例会に事務委託に関する規約を上程しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、北海道防災会議原子力防災対策部会専門委員会について申し上げます。災害対策基本法に基づく北海道防災会議の原子力防災対策部会専門委員会委員の拡充により、泊発電所から半径30kmのUPZ圏内にある後志管内の9町村の首長と2消防組合本部消防長が新たに加わったことから、私は6月11日に開催された平成26年度第1回北海道防災会議原子力防災対策部会専門委員会に委員として出席いたしました。この専門委員会は、原子力防災対策関係者である岩宇4町村を含む後志管内13町村の首長及び3消防組合消防本部消防長と学識経験者である大学教授等7名の計23名で構成されております。今回議題として提出された泊発電所の事故を想定した北海道原子力防災訓練が本年10月24日に実施されることとなりました。本町におきましても、災害対策本部等の設置運営訓練、緊急事態応急対策拠点施設（代替オフサイトセンター）運営訓練、緊急時通信連絡訓練、緊急時環境放射線モニタリング訓練、広報訓練、緊急被ばく医療活動訓練、住民生活保全訓練のほか、30km圏外への広域的な住民避難訓練を実施することとしております。

次に、大江地区コミュニティセンター（仮称）建設工事実施設計について申し上げます。大江地区コミュニティセンター（仮称）建設工事につきましては、平成25年度に基本設計を行い、平成26年度に実施設計、平成27年度に建設を予定して現在進めております。6月3日には5社により、実施設計の入札を行った結果、日本都市設計株式会社と契約を締結いたしました。委託期間は平成26年6月6日から平成26年12月26日までであります。6月17日には大江地区コミュニティセンター（仮称）建設工事実施設計に係る第1回目の地元打ち合わせを大江生活改善センターで開催いたしました。今後におきましては、昨年の基本設計同様に、大江連合町内会役員、町及び設計コンサルタントで協議を重ね、町議会議員の皆様からのご意見も参考にさせていただきながら、住民説明会等を実施する予定であります。

次に、仁木町合併処理浄化槽整備事業について申し上げます。仁木町合併処理浄化槽整備事業につきましては、本年6月2日から補助金申請の受付を住民課環境衛生係で開始しております。住民周知につきましては、5月15日に配布の広報にき5月号にて「合併処理浄化槽設置の補助金申請の受付開始」の掲載をさせていただきました。また、5月19日には、昨年設置を希望された163世帯のうち、本年度設置希望のありました67世帯へ申請受付案内（仁木町合併処理浄化槽設置整備事業補助金・交付申請の手引き）を送付するとともに、参考として設置業者一覧も合わせて送付しております。5月29日には、町ホームページにて「仁木町合併処理浄化槽設置整備事業に係る補助金申請受付のお知らせ・申請に必要な様式等」の掲示をしております。今後につきましては、当初の設置希望者が辞退する場合や新規に設置希望する方などありますが、将来における循環型社会の実現に向けての適正な生活排水処理対策を行うため、町民のご理解をいただき一世帯でも多くの設置を推進するため、広報や町ホームページ等を活用し、設置に関し住民からの相談と申込みを受け付けてまいります。

行政報告は以上であります。別途お手元には平成25年度各会計決算に関する調べ、平成25年度指定管理施設事業報告、平成25年度介護保険利用状況表、平成26年度事業発注状況表（契約金額が100万円以上の事業）を配布しておりますので、後程ご高覧願います。以上で、開会にあたりましてのご挨拶と行政報告とさせていただきます。

○議長（山下敏二）佐藤町長の行政報告が終わりました。

次に、角谷教育長から教育行政報告の申し出がありますので、これを許します。

○教育長（角谷義幸）議長。

○議長（山下敏二）角谷教育長。

○教育長（角谷義幸）改めまして、おはようございます。

はじめに、町内小・中学校の運動会並びに体育大会に対しまして、公私ともにお忙しい中、議員各位におかれましてはご臨席を賜りまして、誠にありがとうございます。当日の天候により、体育館で実施した学校もございましたけれども、けがや事故もなく、無事終了することができましたので、ご報告申し上げます。

では、平成26年第2回仁木町議会定例会教育行政報告を申し上げます。仁木小学校児童の北海道小学生陸上競技大会出場について申し上げます。第32回北海道小学生陸上競技大会小樽・後志地区予選会兼第16回小樽・後志小学生陸上競技記録会が6月14日、小樽市手宮公園陸上競技場において開催され、仁木小学校から4年生5名、5年生4名、6年生5名の計14名、銀山小学校からは、3年生、4年生、6年生、各1名の3名が出場いたしました。本大会は、小樽・後志の小学生（3年生以上）が一堂に会し、100m走、リレーなどのトラック競技と走り高飛び、走り幅飛びなどのフィールド競技で、日頃の練習の成果を競い合い、各種目の上位者及び北海道標準記録をクリアした選手に北海道大会への出場資格が与えられる選考会を兼ねており、今回見事仁木小学校児童（ニッキーズ）13名が7月20日、21日に網走市で開催される第32回北海道小学生陸上競技大会の出場切符を手に入れました。仁木小学校校長からは「北海道大会出場を目標に陸上経験のある教員を中心に、冬からトレーニングを積んできた成果が出た」と報告を受けております。なお、銀山小学校児童3名については残念ながら、出場資格を得ることができませんでした。子どもたちの体力・運動能力向上が課題視されている中、仁木小学校からの出場選手14名中13名が北海道大会に出場するという素晴らしい快挙に保護者並びに学校関係者一同、歓喜と感動に沸いております。この勢いに乗り、来る北海道大会においても、ニッキーズ旋風を巻き起こしてくれるものと大いに期待しております。なお、北海道大会出場選手は次のとおりです。後程ご高覧願います。

また、本行政報告には載せてございませんけれども、6月21日から本日6月23日まで倶知安町において、学童野球大会が開催され、仁木野球スポーツ少年団がベスト4に進出、惜しくも昨日の準決勝で岩内中央小に敗れましたが、本日9時から3・4位に決定戦が行われております。対戦チームは倶知安白樺です。この試合に勝ち、3位になりますと、全道大会出場の資格が与えられる試合でもあり、私としては、大変勝敗の行方が気になるところでございますが、選手の健闘を祈っております。いずれにいたしましても、子どもたちの頑張りに勇気と感動、そして最後まで諦めない強い精神力を感じたところであります。全道大会に向け、議員各位並びに町民の皆様のご支援をお願い申し上げまして、教育行政報告を終わります。

○議長（山下敏二）角谷教育長の教育行政報告が終わりました。

これで、行政報告を終わります。

---

## 日程第6 一般質問

○議長（山下敏二）日程第6『一般質問』を議題とします。

3名の方から3件の質問があります。最初に、『風しんワクチン接種について』以上1件について、住吉議員の発言を許します。

○2番（住吉英子）議長。

○議長（山下敏二）住吉君。



○2番（住吉英子）皆さん、おはようございます。

風しんワクチン接種について、風しんはかつて5年ごとに大きな流行が見られ、平成6年以降は比較的落ち着いてきましたが、厚生労働省によると49歳以下の日本人で風しんの免疫を持たない人は約750万人と言われており、平成25年の患者数は平成24年の約6倍にあたる1万4000人を超えました。特に、今年の風しん大流行時の主な患者は7割以上が男性で、うち20代から40代が約8割を占めていました。この世代の男性は「幼少時に風しんにかかっていない」、「2回の接種を受けていない」、「風しんに対する抗体価が低い人が多い」のが現状です。その理由としてワクチン接種制度が変わり、制度移行期にあたる昭和54年4月2日から昭和62年10月1日生まれの人はワクチン接種を受ける機会がなかったことが背景にあると言われております。一方、20代から40代の女性の4%が風しんへの抗体を持っておらず、10%では感染予防には不十分である低い抗体価でした。抗体を持たない又は低い抗体価の妊娠中の女性が風しんにかかると、乳児に難聴、心疾患、白内障や緑内障などの障がい（先天性風しん症候群CRS）が起こる可能性があり、昨年は31人のCRSの患者が報告され、調査を始めてから最多となりました。感染を防ぐには、ワクチン接種による風しん予防が重要と考えます。風しん根絶には高い接種率とワクチンの2回接種が重要となり、日本では平成18年からようやく定期接種としての麻しん・風しん混合ワクチン2回接種が始まったところですが、風しんワクチン接種について、町はどう考えているのかお伺いします。

また、本町を含む後志管内における風しんワクチン接種の助成状況を併せてお伺いします。

○町長（佐藤聖一郎）議長。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今住吉英子議員からの風しんワクチン接種についての質問にお答えいたします。

風しんワクチン接種について、町はどう考えているのかお伺いしますについてであります。風しんは風しんウイルスによって生じる急性の熱性・発疹性感染症で、従来集団生活に入る1歳から9歳頃までの幼児と小学校の低学年に多く発生していました。潜伏期間は2～3週間で主な症状として発疹、発熱、リンパ節腫脹が認められ、一度感染し治癒すると、大部分の人は終生免疫を獲得すると言われております。しかし近年は風しんの免疫を持たない大人が感染しており、大人が感染するとその症状は乳幼児に比べて一般に重く高熱が持続したり、関節痛の頻度が高いと言われており、まれに脳炎、血小板減少性紫斑病等の重い合併症を起こす場合があるとと言われております。また、妊婦が妊娠初期に風しんウイルスに感染すると、胎児が風しんウイルスに感染し、難聴、心疾患、白内障及び精神運動発達遅滞等のいわゆる先天性風疹症候群児を出生する可能性が高いことが知られております。そのため、小児期からの風しんの予防接種が必要であると認識してしております。町では予防接種法に基づき実施しており、現在風しんの免疫をつけるワクチンを含んだ麻しん及び風しん混合ワクチンを幼児期に2回接種を行っております。また、昭和54年4月2日から昭和62年10月1日までに生まれた男女については、風しんの免疫が低い年齢であったため、国の制度に合わせて平成13年11月7日から平成15年9月30日までの間、風疹の予防接種の経過措置期間として、定期接種ができる制度に変更し、町でも風しんに感染していない者でかつワクチン未接種の対象者210名に対し、個別周知等を行い集団接種日を設け31名が接種しているところであります。風しんワクチンの接種を受けることなく成長したり、自然感染しないまましていると免疫を獲得する機会がなく、いつでも感染を受け入れる可能性がありますので、町といたしましては定期接種の対象者には基礎免疫を早く済ませることの重要性を、また対象年齢を超えている場合はその他の必要な予防接種を含めて任意の接種として受けていただくように周知してまいりたいと考えております。次に、本町を含む後志管内における風し

んワクチン接種の助成状況につきましては、平成26年6月16日から島牧村が20歳から49歳までの男女を対象に抗体価検査を受けて免疫のない村民に対し、ワクチン接種の一部助成を行っております。以上で、回答とさせていただきます。

○2番（住吉英子）議長。

○議長（山下敏二）住吉君。

○2番（住吉英子）ご答弁いただきまして、全国的、約15の地方衛生研究所の協力を得て約5000人規模で毎年調査が行われている感染症高予測の事業の2012年度の結果によりますと、定期予防接種資質の向上上昇と2回接種の効果により、小児の抗体保有率が高くなり2歳以上の抗体保有率はおおむね90%以上であったとされております。本町におきまして、風しんの免疫をつける麻疹・風しん混合ワクチンを幼児期に2回接種を実施されておりますが、1歳児及び第2期の小学校入学前1年間の幼児の接種率はどのぐらいか。また、過去5年間に風しんの発症者数の状況についてお伺いいたします。

○町長（佐藤聖一郎）議長。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今の質問に対しまして、詳しい数字に対しまして、川北ほけん課長の方からご説明申し上げます。

○ほけん課長（川北 享）議長。

○議長（山下敏二）川北ほけん課長。

○ほけん課長（川北 享）幼児期の接種につきましては、本町の場合ほぼ100%接種しております。26年度でございますと、1期これが1歳から2歳までの間で27人、仁木小学校に入る前に23人、それで5年間のこの感染状況につきましては、今手元に資料がありませんので後程お答えしたいと思います。

○2番（住吉英子）議長。

○議長（山下敏二）住吉君。

○2番（住吉英子）未接種がなかったということで、それは非常にいいことだと思います。本町は第1期、第2期に関しては公費無料で行っていると思っております。

○ほけん課長（川北 享）議長。

○議長（山下敏二）川北ほけん課長。

○ほけん課長（川北 享）定期接種で行っておりますので、無料で行っております。

○2番（住吉英子）議長。

○議長（山下敏二）住吉君。

○2番（住吉英子）今回100%だったんですけれども、今後ですね、またこの期間に受けられなかった場合の対応ですね、本町としては、どのように考えてられるのかお伺いします。

○ほけん課長（川北 享）議長。

○議長（山下敏二）川北ほけん課長。

○ほけん課長（川北 享）定期接種の期間が第1期は2年間、2期も2年間ありますので、その間で受けられるように保健師等からも直接連絡等して、その期間内に受けられるように進めてまいりたいと思います。

○2番（住吉英子）議長。

○議長（山下敏二）住吉君。

○2番（住吉英子）次に、妊娠中の風しん発症を防ぐために、昭和52年以降女子中学生を対象に風しんワ

クチンの集団接種が行われてきましたけれども、平成6年に予防接種法が改正し平成7年4月から大きく変わり、男女中学生と男女幼児が接種することとなりましたが学校での集団接種ではなく、医療機関での個別接種となりました。親が医療機関に連れていかなければ、予防接種が受けられないという状況になり、その結果、中学生の風しんワクチンの接種率は低下したと考えられております。この機会に該当する人、すなわち昭和54年4月2日から昭和62年10月1日生まれまでに生まれた人たちには風しんの予防接種を受けていない人が多いのです。また、昭和54年4月1日以前に生まれた男性はこれまで1回も風しんの予防接種を受ける機会がなかったようであります。町として昭和54年4月2日から昭和62年10月1日生まれまでに生まれた男女の対象者210名に対し31名が接種されたとのことですが14.8%と低い接種率であったと思われる。今後の対策についてお聞きしたいと思います。

○町長（佐藤聖一郎）議長。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）町として今後の対策といたしましては、平成26年度から道の事業として風しん抗体価検査の助成事業が検討されております。内容は風しんの免疫の有無について医療機関で検査した者に対し費用が助成されるもので対象者等については、6月中には具体的なものが示されてくることとあります。この検査を受け免疫がないという者が予防接種を実施した場合の費用については、自己負担となるため、北海道の内容が決まりましたら予防接種費用の一部負担など、今後検討してまいりたいというふうに考えております。以上です。

○2番（住吉英子）議長。

○議長（山下敏二）住吉君。

○2番（住吉英子）任意接種となりますと風しん単独では4000円から8000円、また混合ワクチンですと7000円から1万2000円、抗体価検査は5000円から6000円程度かかると言われております。やはり非常に負担も大きくなると思いますので、道のその事業にあわせて本町としましても、一部助成を願いたいと思います。あと後志管内で島牧村が20歳から49歳までの男女を対象にこの抗体価検査を受けて免疫のない村民に対して、ワクチン接種の一部助成を行っているということですが、この島牧村で実施されている助成の具体的な内容についてお知らせ願いたいと思います。

○ほけん課長（川北 享）議長。

○議長（山下敏二）川北ほけん課長。

○ほけん課長（川北 享）島牧村の状況でございますけれども、接種を実施する期間につきましては島牧村が指定する医療機関ということで、対象者が20歳から49歳までの男女です。それでまず抗体価検査免疫検査、これにつきましては全額村が助成するというので金額的には、先程議員おっしゃったとおり5000円程度の金額になるということです。次に、免疫のない方につきましてはワクチン接種ということで村の方で一部助成ということで、風しんワクチンのみを接種する場合につきましては、5620円費用がかかるんですけども、そのうち2620円を村が助成して自己負担が3000円です。それで、はしかの麻しんと風しんの混合ワクチン、これを接種する場合につきましては8320円費用がかかりまして、このうち3820円を村が助成して自己負担は4500円ということで行っているということとあります。以上です。

○2番（住吉英子）議長。

○議長（山下敏二）住吉君。

○2番（住吉英子）この風しんは妊娠4週から6週で、ほぼ100%で何らかの先天性風疹症候群の症状が見

られるとされ、残念ながら風しんにかかってしまったら妊婦さんに行える先天性風疹症候群の発症予防はありませんと母子医療センターの医師がそういう記事がですね、新聞に掲載されておりました。本町においても、これから子供を儲ける女性が風しんの感染によるこの先天性風疹症候群への不安がなく安心して妊娠出産できるよう子育て支援の一環として20代から40代の女性及び男性も感染源にならないために、予防接種の啓発と合わせて助成をすべきではないかと考えております。町長の見解をお伺いいたします。

○町長（佐藤聖一郎）議長。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）今住吉議員がおっしゃったとおりですね、町といたしましても、先程も申し上げましたけれども、これから道とのそういう動向も見ましてですね、町としてできる限りのことを行いたいというふうに考えております。そしてその妊婦に対しても、そういう対象者に対してもできるだけ、町としてその部分に考慮するように取り組んでまいりたいというふうに考えております。以上です。

○2番（住吉英子）議長。

○議長（山下敏二）住吉君。

○2番（住吉英子）本町において本当にあの子供を先天性風疹症候群から守るためにも、また妊娠を希望また予定している女性が妊娠前に風しんに対する十分な免疫を、備えができるようにこの風しんワクチン接種の、町としての対策と推進を要望いたしまして、質問を終わります。

○議長（山下敏二）次に、『高齢者の交通手段について』以上1件について、上村議員の発言を許します。

○7番（上村智恵子）議長。

○議長（山下敏二）上村君

○7番（上村智恵子）高齢者の交通手段について、本町の公共交通機関は鉄道・バスであります。高齢化が進み広大な本町の地勢を考えるとどうしても新たな交通手段が必要となります。町は毎年バス会社に1200万円もの補助金を出していますが、道の補助や特別交付税で1000万円の財源が入るとしても町の負担は年々増加しています。バス運行補助金によってたくさんの人たちが恩恵を受けているのであればいいのですが、とてもそうは思えません。昨年栃木県茂木町のデマンド交通事業について研修をしてきましたが、茂木町は当初町営バス運行の赤字補てんに年間1100万円の経費を支出していました。町では地域公共交通会議を設置し、2年間かけて話し合いをし3年目から事業を開始したそうです。デマンドタクシー事業を実施することで町の負担は400万円に減少し、700万円の経費削減となったそうです。利用者からも低料金で自宅から目的地まで行くことができ、非常に好評だと聞いています。過疎集落等自立再生緊急対策事業では不採択となった本町ですが、採択された喜茂別町ではデマンドバスが低迷しており、運行方法や交通網整備の見直しを迫られていると新聞に載っていました。今年の町づくり懇談会では社会福祉協議会に事業委託している外出支援サービス事業にたくさんの要望があるということを知り、町の条例・規則により実施されている事業であれば、事業内容の見直しをすべきと考えます。デマンドタクシーが健康な人でも自宅から外出先まで自由に移動できるのであれば、外出支援サービスを利用する人が制約を受けるものではないと思います。来年の介護保険制度改正により要支援の認定を受けた方は、国から町へ事業移管され、今まで受けていたサービスが受けなくなる可能性があります。外出支援サービス事業の見直しを行わないのであれば、誰でも利用できるデマンドタクシーを導入すべきだと思います。町内の高齢者が孤立や閉じこもりにならないように気楽に利用できる交通手段が必要だと考えますが、町長の見解をお伺いいたします。

○町長（佐藤聖一郎）議長。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今上村議員からの高齢者の交通手段についての質問にお答えいたします。

町内の高齢者が孤立や閉じこもりにならないように気軽に利用できる交通手段が必要だと考えますが、町長の見解をお伺いしますについてであります。仁木町地域支援事業及び生活支援事業条例に基づく外出支援サービスにつきましては、町が仁木町社会福祉協議会に委託し、一般交通機関等の利用が困難な65歳以上の高齢者の通院、福祉サービス施設への送迎及び日常生活に必要な買い物の送迎を行っているもので、月2回まで片道300円で実施しております。平成25年度の利用状況につきましては、延べ利用回数841回、実施日数174日で1日当たりの平均利用者は4.8人となっております。議員仰せのとおり、町の条例を改正して対象者の枠を拡大することが可能とは思いますが、そのことにより、利用者が増大することで、民間事業所を圧迫するおそれが十分にありますので、慎重な対応を要するものと考えております。またこれまで災害時要援護者の地域支援者や消防団員へのアンケート、銀山地区で行われたワークショップ及び後志管内町村で導入された事例等を参考に日常生活における交通弱者対策について検討してきたところであります。交通空白地域とされる区域内の移動支援につきましては、持続可能な公共交通の実現を目指し、現在国土交通省北海道運輸局と打合せの協議を行い、地域公共交通確保維持改善事業のうち、地域公共交通調査等事業となる国庫補助事業を活用したいと考えております。地域公共交通の充実を図るための計画策定等を行うことができる本事業の実施につきまして、平成27年度に向けて検討しているところであります。

今年度につきましては、住民の多様なニーズに対応しながらも効率的で採算性があり、将来にわたって持続可能な内容とするための地域の合意形成を図り、町としての考え方を整理した上で、北海道運輸局をはじめ、北海道や関係事業者と協議及び準備をしております。以上でございます。

○7番（上村智恵子）議長。

○議長（山下敏二）上村君。

○7番（上村智恵子）今お聞きしますと運輸局と打合せを行い、地域公共交通の充実を図るための計画策定等を27年度に向けて検討しているところだということで大変良いことだと思いますが、今年度地域の合意形成を図りたいということですが、具体的にどういう人たちと話し合うのでしょうか。また、これまでのアンケート、ワークショップでの皆さんの声はどうだったのかお聞かせください。後志管内町村で導入された事例とはどんなものがありましたか。この3点をお伺いいたします。

○町長（佐藤聖一郎）議長。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今の質問に対して、鈴木企画課長からお答えさせていただきます。

○企画課長（鈴木昌裕）議長。

○議長（山下敏二）鈴木企画課長。

○企画課長（鈴木昌裕）只今の上村議員からのご質問についてお答えいたします。

まず、1点目の地域の合意形成を具体的にどのように図るかということですが、この点につきましては今具体的な計画という形では持っておりませんが、27年度に仁木町として国土交通省の地域交通調査等事業を活用したいと考えておまして、その関係について国交省の北海道運輸局の説明をお聞きしながら町としてですね、どのような形をしていくかによりまして、また地域の皆さんとの話し合いをどの程度の範囲でどの方たちということをしていくかを考えていきたいというふうに思っているところでござ

ございます。2点目のアンケートの件並びにワークショップで出された意見等についてのご質問でございます。平成24年度におきまして、直接の対象となる地域の方たちを対象としたアンケートではございませんでしたが、日頃地域活動を行っている皆さん方が集まる集会等がございまして、その中で本町の移動支援等に関するアンケート調査をしたところでございます。それを2回実施しております。1回目は災害時要援護者の地域支援者を対象とした学習会の場において、参加者37名がいらっしゃいましたけれども、その方たちに日頃高齢者の移動支援等についてどのようにお感じになっているのか、更にはどういった方法が良いのかについてのアンケートを行っております。2回目が同じく仁木消防団の教育訓練の中の防災講習会がございましたが、その中で参加者52名を対象に同じようなアンケートをしているところでございます。その中であった意見等でございますが、よく実態がわからないという意見があったんですけれども内容についてはですね、おおむね知りたい、どういった移動支援が良いか町としての意図がわかったということでそのそういった設問についてはそのような回答を得ているところでございます。高齢者等の移動支援に関しましては、現在銀山線のバスを、北海道の補助事業を使いながら町としてもほぼ9割強ですね、1000万を超える助成を、運行しております中央バスの方に助成をしているところでございます。そのバスについての利用頻度を尋ねたところ、利用していないことが非常に感じられるという回答でございました。更に、ご自身がそのバスを利用しているかという質問をしたところ、回答者89名中85名がそのバスを利用していないと、自家用車があるので利用していないという回答でございました。これは高齢者自身のことではなくて、日頃地域活動されている地域支援者及び仁木消防団の方の回答ではございますが、一般の方につきましては、ほとんどバスを利用していないというような回答結果でございました。あと町では、社会福祉協議会による外出支援サービス、生活バス支援を行っているが高齢化が進む中、今後の移動支援に対する考え方をその人たちに質問したところ、利用負担を考えると現行で良いという回答が35名、89名中35名ということでございます。負担があっても新サービス導入が必要という回答が37名の方からいただいているところでございます。その中の意見といたしましては、町内にタクシー会社もあるので社会福祉協議会の外出支援はそんなに必要なのだろうか、バス、社会福祉協議会の車の維持費を考えますと民間で行った方が良いのではないかというような利用者の負担軽減のための町の負担額をですね、考慮するような意見が出されているところでございます。また、バスの種類にしても現在運行しているバス、路線バスでございまして、もう少し小型化して経費を下げること町からの助成が減らされるのではないかというようなご意見がございました。また、現在の生活バスの路線の運賃については、高齢者にとっては高い、高過ぎるのではないかというようなことで小回りのきく車両の運行を望むというような考え方が示されているところでございます。それと、他の町村で実施しているコミュニティバス、デマンドバスの考え方についても設問で問うたところ、高齢化を考えると導入の検討が必要ということで89名中69名の方がそのような回答を寄せておりました。それと、特に銀山地区の方につきましては、各自乗合せで今は買い物に行っている現状があるということでございます。それと路線バスのバス停まで出るのが大変でありまして、地域内をデマンドバス等があれば良いと思うというような回答がございました。ただ、移動支援ということで交通弱者と呼ばれる方々、そういった困難がある方に対しまして工夫するということは財政的に負担が伴うので助け合いながら行う必要もあるのではないかというようなご意見が寄せられているところでございます。現在のですね、バスあるいはJRに関しての質問でございますが多くがですね、やはり車の方が便利であるということが高齢者の皆さんも考えているのではないかという回答が多かったところでございます。それとJRとバスの利用については交通機関からですね、遠いところにお住まいの方については不

便を感じていることが多いのではないかなというご意見がございました。そのようなワークショップについてもですね、銀山地区で行ったんですけども同じような意見が出されていたということで、担当としては考えているところでございます。後志管内の状況でございますが、現在倶知安町においてはコミュニティバス、ニセコ町におきましてはデマンド型のデマンドバスですね、それと喜茂別町におきましてもデマンドバス、更にこれからの申請ではありますけれども岩内町でこれから27年度に向けて実証実験を行うというふうに聞いているところでございます。説明は以上でございます。

○7番（上村智恵子）議長。

○議長（山下敏二）上村君。

○7番（上村智恵子）回答は今までと全然変わってないんですけどもね、運輸局と27年度に向けて検討しているっていうところではね、もう町としての考えをまとめておかないとまらない時期ではないんじゃないかな。もう6月も過ぎてしまったっていうところでは、27年度に改めてこの運輸省とまたどういふものがあるかっていうことを決めて、決めなければならぬという時期で私はないと思うんですよ。先程から民間業者等を圧迫するおそれが十分にあるということも言っておりますしね。やはりタクシー会社、イナホ観光などもありますし、そういうところとそれから社会福祉協議会、本当にこう一番今社会福祉協議会がそういう足のないお年寄りの人たちにと接触して一番情報を持っている組織だと思うんですよ。やっぱりそういうところと打合せをして町としてきちんとした考えを持ってないと、いくら運輸局と話し合いをしても何も前に進まないと思うんです。国の方でもね、やはり頑張る地域には応援するけれども声を上げないところには何もしてくれないんですよ。やはりこういうふうに頑張っているから、こういう助成を受けたいんだとか補助金を出してほしいとかっていうことを積極的に言っていけないといつまでたっても、中央バスのお世話になっていくしかないと思います。実態としてもね、この間も1人で貸し切りバスに乗っているようだったわとかっていう人もいましたし、エアバスと言われる空気を運んでいるようなバスに何でこう補助金を出していかなければならないのか。バス会社としても民間も儲からなければやっぱり撤退してしまうおそれもあるんですから、やはりそれは前もって町として銀山地域の人達の足をどういふふうに確保していくかっていうのをもっと真剣に考えてほしいと思います。前に然別でバスが廃止になったときに仁木町で福祉タクシーというかタクシー券をあげてね、その地域の人たちの足を守りましたけれど、これも何年か過ぎるとそのタクシー券もなくなってしまったというか地域の人達も引っ越したりして、少なくともはなったんですけどもね、やはりそういうところでこう考えていかなければならないんじゃないかな。その茂木町での対策会議というかそういうところでもね、やはりもう何回も何回もそして隣町に茂木町も進出することもあるので隣町とも相談したりして、本当にきめ細かに相談した結果、こういうデマンドタクシーということに行き着いたわけですけどもね、やはりそこを一番に考えてほしいなと思います。今の外出支援サービスの対象者は65歳以上の介護認定を受けてない方で要支援1又は2の方を対象としています。今後益々その区分けが曖昧になってきてね、町が事業主体になるんですからこの介護支援については、そういうときにやっぱりこう旭台・砥の川・緑とか長沢など、本当に交通弱者の人たちが救う手だてとしてはこういう外出支援サービスもやっていかなければならないと思います。今、自家用車で通っている人も年をとってくるとやはり使いたくても、車を維持していくことができなくなる状況にあるんですからね、やはりこういったところの交通手段っていうものを考えてほしいなと思います。社会福祉協議会も人手がなくて大変でしょうけれどもね。限界集落で活躍されている地域支援員制度っていうものが、各町村っていうか、やっているところが受け入れてやっているところがありますが、そうい

う支援員制度っていうものは本町ではそれを利用できないのでしょうか。

○企画課長（鈴木昌裕）議長。

○議長（山下敏二）鈴木企画課長。

○企画課長（鈴木昌裕）何点かご質問があったと思います。その中でお答えできるものについては、こちらからお答えしたいと思います。

まず、本町の交通対策の確保対策につきましては、総合計画の中でもですね、載っている事項でございまして総合計画の中では23年度を初年度とした10年間の仁木町第5期の総合計画でございまして、まずは銀山線ですね、維持を図っていくというそういった目標が掲げられているところでございます。その観点から申しますと、そのバス停まで出てくる人たちを対象とした交通空白地域の人達の移動支援のあり方を考えるべきなのかなというふうに担当としては考えているところでございます。現にそういった形ですね、先日北海道運輸局の方にまいりましたときにもご相談申し上げているところでございまして、それを受けて全町を対象としたアンケートも実施しながら、本町にあった交通移動支援のあり方を考えていきたいというような申し出をさせていただいたところでございます。それと地域集落の支援制度の関係についてのご質問がございましたが、本町においても活用することは可能というふうに考えているところでございます。説明は以上でございます。

○7番（上村智恵子）議長。

○議長（山下敏二）上村君。

○7番（上村智恵子）前に地域支援制度を利用したらどうかっていうときに町からはね、支援制度2年でしたか3年でしたか、終わったときにその人方の仕事がないのでちょっとこの制度を入れるわけにはいかないっていう答えをもらったことがありますけれどもね、やはりこういうふうにどんどんと地域で活躍してくれる若い人達が入ってくるっていうことは町のためにもなりますしね、ぜひこの支援制度を利用してこういうところで活躍してほしいなっていうことが挙げられます。また、広報の活動で知り合ったんですけどもね、銀山でいきいきサロンをやっているグループだとか、然別のふまねっと運動をやっているグループなどとか、本当にボランティアさんがね、年寄りが閉じこもりにならないようにと一生懸命、地域で活躍しているんですけどもね、この人方もやはりこう歩いて来てくれる人たちには対応できるけれどもなかなか車で送り迎えとかして、もっとその範囲を広げるっていうことはとても大変なことなんですよね。やっぱりそういうところは町が手を貸してあげるとか、そういうことをしていけないとこうボランティアでは本当に限界があると思うんです。やはりこういう地域が広いところでは本当にこう、そういう地域の福祉の活動の専門員って言うんでしょうか。そういう人たちの手を借りたり、やはりそういう社会福祉協議会の中身をね、もっと充実させてそういうところに手を伸ばしていける、そういう人材育成っていうこともしていった方が広がりを持ってやっていけると思いますしね、いろんな全国では取り組みがされていて運転免許を返上した人には2万円の交通券をあげるとか、そういうふうに行っているところもありますしね、やはりこうみんなで考えていかなければなかなか閉じこもった人達っていうのは出てくれないと思うんですよね。遠くにいるから近くの町営住宅に引っ越してくればいいんじゃないかって思う人たちもいるかもしれないけれども、やはりその今までやってきた農作業とか畑仕事とかやっていることで元気をもらっている人たちもいますね。やはり町営住宅に入ったら畑作っただめだとか、いろんな制約が町営住宅の中にもあったりして、やはりこう豊かに老後を送れるというやすらぎの里にはならないんじゃないかなっていうことがありますので、もっとこの交通手段についてはこの27年度を目途にね、もっと町の意



見をまとめてほしいと思いますけれども、町長のお考えはどうでしょうか。

○町長（佐藤聖一郎）議長。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）上村議員のおっしゃるとおりであります。私も仁木に来て、もう1年が経ちましたけれども、本当に高齢者が交通手段等で悩んでいるという声も多く聞きます。ただ、議員が申すようにですね、町がどうこうしてくれっていう形はですね、もうこれからの時代は通用していかないんです。先程本当に良いことおっしゃっていただいたのは、より地域の方々が自分たちの地域を守るようなそういう体制をつくっていくためには社会福祉協議会とも連携しながら、そして町とも手を合わせながら今まで点と点でなっていたものを、それぞれが手を合わせて一つのものにしていく、そういう形をつくっていかねばいけないと私もそのように思っております。そのためにもやはりデマンドタクシーの必要性というのは私非常に高いというふうに考えております。先日も、町内にある民間会社とも話し合いささせていただきましたけれども、実際どのような形で行ったら良いのか、また詳細の部分を今後詰めてですね、話を進めてまいりますので、これを契機に議員の皆さんのお知恵もお借りしながらも実現化に向けて積極的に取り組んでまいります。ただ茂木町で、皆さん議員視察で、自分の目で見てこられたと思いますけれども、茂木町では成功しておりますけれども、実際喜茂別町、そしてニセコ町、これから岩内もやります、そして倶知安町、それぞれの地域で特性があるんです。うまくいっているところもあるし、うまくいっていないところもある。この仁木町でどのようにしたらうまくできるのかっていうのをきちんとこれから調査研究しなければなりません。多少時間かかるかもしれませんが、やるからにはやはりきちんとした部分で取り組んでまいりたいというふうに思っておりますので、その辺ご理解いただきたいと思っておりますので、ただ私はこのデマンドタクシーに対しては今後積極的に取り組んでまいりたいというふうに検討してまいりたいと思っておりますので、その辺ご理解いただきたいと思っております。以上です。

○7番（上村智恵子）議長。

○議長（山下敏二）上村君。

○7番（上村智恵子）ぜひとも、いろんなところと話し合いを進めて皆さんの声も拾ってほしいと思います。佐藤町長は米寿の誕生日に各家庭を訪問してね、お年寄りの方たちとお会いしてたくさんのお年寄りの声を聞けると思っていますのでね、そういうところでも皆さんの困ったこととかも聞いてもらいながらこの町が本当にやすらぎの里となるように思っておりますので、よろしく願いいたしまして私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（山下敏二）次に、野崎君の一般質問ありますけれども、暫時休憩をします。

**休 憩 午前10時43分**

**再 開 午前11時00分**

○議長（山下敏二）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

日程第6『一般質問』の議事を続けます。一般質問『仁木町の観光について』以上1件について、野崎議員の発言を許します。

○1番（野崎明廣）議長。

○議長（山下敏二）野崎君。

○1番（野崎明廣）それでは、仁木町の観光につきまして、質問をさせていただきたいと思っております。

本年度、北海道横断自動車道（共和～余市間）の新規事業化に決定されました。今後は余市～小樽間が平成30年度を目途に開通され、その後もすべての区間が結ばれる予定であります。本町においても、インターチェンジ等ができ、多くの観光客が訪れる相当の経済効果があると考えられます。そのため本町は観光地としてPRや受け入れ体制など、更に追及されると考えられます。果実とやすらぎの里を永遠のテーマとしている本町ですが、果樹農家の減少により農産品も少なくなりつつあります。これからの観光客を迎えることとなりますが、本町が今後観光地として具体的にどのような取り組みをしていくのか。町長の見解をお伺いいたします。

○町長（佐藤聖一郎）議長。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今野崎議員からの仁木町の観光についての質問にお答えいたします。

本町は今後観光地として具体的にどのような取り組みをしていくのか、町長の見解を伺いますについてであります。町におきましては、昨年4月に本町の観光振興を図るため、平成25年度から平成29年度までの5か年を計画期間とする仁木町観光振興計画を策定し、果樹等の地域資源を活用しながら、魅力ある観光地づくりを重点的に取り組むとともに、関係機関及び関係団体と緊密な連携を図り着実に推進していくこととしております。その主な内容といたしましては、本町の基幹産業である農業や観光関連施策との連携、参加体験型観光の促進、観光客の利便性を図るための水洗トイレの普及促進、イメージキャラクター製作によるPR活動の展開、小樽市を中心とする北しりべし定住自立圏での取り組みや北後志観光連絡協議会による観光案内の強化とともに、本町を訪れる観光客に対する心温まるおもてなしを地域全体で取り組んでいくことであります。更には議員仰せのとおり、平成30年度に開通が予定されております余市町までの高速道路を踏まえ、後志全体が観光ルートとして確立できるような環境を整えていくことが大切であると考えており、本町の観光拠点施設であります農村公園フルーツパークにきを中心に具体的な検討を進めてまいります。また、地域においてもネットワークづくりを進め、観光関係者のみならず幅広い産業や住民の皆様が一体となって地域特性を生かした魅力ある観光地づくりを進めていくための施策を講じるため、9月に仁木町内で初の開催となりますスイーツコンテストや関連事業に対し助成することとし、今定例会で補正予算を計上しております。今後におきましても、イベント案内や果物の収穫時期など観光情報の発信や本町を紹介する観光PRにより観光客を誘致するための施策を積極的に取り組んでまいります。以上です。

○1番（野崎明廣）議長。

○議長（山下敏二）野崎君。

○1番（野崎明廣）質問に対するお答えをいただきました。町としての基本方針は変わらないのかもしれませんが。仁木町の観光について、数多くの方たちが質問をされていると思います。以前と全く同じ答弁です。文章も変わっておりません。非常に私自身残念に思っています。町長の取り組みを伺っております。4年後には本町に多くの観光客が来てもらえるチャンスがあるわけです。農業・観光をどのように生かすか、具体的な答弁がなされていなかったような感じもします。せっかく答弁をいただきましたので、内容についてお伺いいたします。5点ほどありますが、1点ずつさせていただきます。

1点目としていたしまして、昨年4月より仁木町観光振興計画、果樹の地域資源活用し、観光地づくりに取り組むとありますが、1年以上経過した内容の成果を説明をいただきたいと思っております。

○町長（佐藤聖一郎）議長。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今の質問に対しまして、鈴木企画課長からお答えさせていただきます。

○企画課長（鈴木昌裕）議長。

○議長（山下敏二）鈴木企画課長。

○企画課長（鈴木昌裕）只今のご質問についてご説明申し上げます。仁木町の観光振興計画につきましては町長の答弁のとおり、平成25年度を初年度といたしました5年計画、平成29年度までの計画を策定しているものでございます。その具体的な取組みについてのご質問でございますが、まず、昨年1年間につきましてはこの推進体制を十分に行っていくということでの観光関係団体や関係者に対してのご説明をさせていただいたところでございます。平成26年度の予算でございますが、当初予算の段階で本町からの観光振興に係る補助団体でございます観光協会の事業の中で、おもてなしに関する講習会を開催していただく旨、予算化しているところでございます。更に答弁の中でもございましたとおり、本年度初めての開催となりますスイーツコンテスト、これは仁木町の果樹を使ったコンテストでございますが、9月の13日に具体的にNPOが中心となって関係者で組織する実行委員会の下、開催されるということございまして、それに対しまして、町として助成をしていくということを考えているところであります。こういったことを契機にですね、仁木町の観光に関するPRをしながら、いかに仁木町に観光客の皆さんをお迎えするかについて整えていきたいというふうに考えているところでございます。説明は以上でございます。

○1番（野崎明廣）議長。

○議長（山下敏二）野崎君。

○1番（野崎明廣）只今のお答えをいただきました内容については、今まだきちんとしたものが出ていないようなお答えだと思いますし、今、スイーツコンテスト、これを実施するという状況しか今見えていないという感じもします。これからいろんな各団体と協議をされていくと思いますけれども、これに沿って一体何をやるんだっていうことをちょっとお聞きしたいと思います。

○町長（佐藤聖一郎）議長。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）今野崎議員の質問に答える前にですね、私そもそも先程野崎議員が前回、昨年3月定例会で大野議員から一般質問を受けて、観光、魅力についてという質問で私同じ答えをさせていただきました。なんら変化もないというような指摘を受けましたけれども、私再三申し上げておりますけれども、平成25年度から29年度までの観光振興計画、今この中で進んでいる状況の中で今具体的な案が明確に出せないのは当たり前であります。今これから高速道路もつながって、これから一体どのような形にしなければいけないのかということを我々は行政と、そしてそれぞれ関係者団体と話し合いを進めていかなければいけない。ですから、質問の中に多くの観光客が訪れ相当の経済効果があるというふうに決めつけておりますけれども、私は決してそうじゃないと思っています。観光客が来てもらえるような魅力的なまちづくりをするのを我々は考えていかなければいけない。もう既に高速道路ができるから観光客が来るというふうに考えるのは危険であります。我々としてはこれから一体どのような形で観光客を呼び込めるのか、また魅力的な観光資源を作っていくのかということをこれから徐々に作っていかねばいけない。そう私は考えておりますのでその辺もご理解していただいた上でご質問していただきたいというふうに思います。以上です。

○1番（野崎明廣）議長。

○議長（山下敏二）野崎君。

○1番（野崎明廣）観光客という形の中でチャンスが仁木町にもあるということも先程述べさせていただきました。このチャンスを何とかして町として、これは仁木町なんだというもの各団体とお話をしながら何とかいい方向、チャンスを活かしていただきたいと思います。

それでは、2点目ですけれども、よろしいでしょうか。観光客の利便性を図るため、水洗トイレの普及促進、現状どのようになってきたのか。観光農園の普及率はどのようになってきているのか。お伺いいたします。

○住民課長（門脇吉春）議長。

○議長（山下敏二）門脇住民課長。

○住民課長（門脇吉春）只今のご質問でございますが、今後あの当然、今議員がお話されたようにですね、観光についてのいろんな施策が練られ、またそれに進めてですね、当然環境整備ということになってまいります。それで水洗トイレの普及ということで、仁木町においては、下水道整備ではなくて、合併処理浄化槽（個人設置・個人型）ということで、先程行政報告の方でなされましたけれども、本年の6月2日から受け付けをしております。最終的に設置希望された方については全体で163世帯ということで、これは昨年の部分でですね、お知らせをした部分でありますけれども、今年度においては67世帯の方へご案内もしております。当然、これに係る部分につきましては、観光農園のイメージアップということで水洗トイレの設置の部分にも当然係わってまいります。この部分につきましては、現在のところ2件ないし3件、お話の部分で出てきている状態でありまして、これはなぜかと申しますと、当然浄化槽に関しての人工数、要するにどれくらいご使用されるのか、この観光農園に観光で出入りをされるピーク時はどれくらいでですね、人数はどれくらいなのか。そういうものも全部計算いたしまして人槽が変わってまいりますので、当然これに対しての補助率も当然、人槽によって変わってまいります。ですから、実際のこの入り込みの計算等やってまいりますと、どうしても時間がかかるということでご本人の方も、業者さん通しながらですね、相談をしてまた町の方とも時間をかけながらですね、相談をして間違いのない工程の中で進めていきたいということから、本年度は実際には個人設置のみでございます。来年の明年においてからですね、1件ないし2件ずつ出てくるということで、お話を今進めている最中でございますが、具体的なものは、まだ実際には出てきていない状況にあります。ですが、今後の中で先程の行政報告の中でありましたように、当然観光農園、観光の状況も変わってまいりますので、当然、観光農園の中で水洗化をしてですね、やはり来ていただく方に本当に清潔な中で観光を進める、こういうことも必要となってきた場合につきましては当然付けることも可能でありますので、そういうご相談があればですね、こちらの方で受けながら進めていきたいということを思っています。以上です。

○1番（野崎明廣）議長。

○議長（山下敏二）野崎君。

○1番（野崎明廣）観光農園としての普及率が非常に低いということでございますが、本当にこう観光地を思うのであればまだまだ補助というものが、その観光農園に対してあっても然るべきではなかったかなという私はちょっと考えるんですけれども、その辺において今から変えるわけにはいきませんし、この状態で進めますけれども、まだまだ観光農園に本当に少しでも人が入ってもらえる環境づくりを推進していただきたいなという感じがしております。

それでは3点目に移らせていただきたいと思います。イメージキャラクターです。応募が3月で確か締

切っていると思いますが、本当に7月のイベントまで間に合うのかどうか。どのようになったのかもまだ報告がなされていないという状況なのでちょっとお伺いをしたいと思います。

○企画課長（鈴木昌裕）議長。

○議長（山下敏二）鈴木企画課長。

○企画課長（鈴木昌裕）只今のご質問でございますが、町との連携の中で仁木町観光協会がこのイメージキャラクターの製作等について、事業を展開しているものでございます。これにつきましては仁木町の観光振興計画の中でも取り上げているものでございます。本年3月末をもちまして、全国各地から応募件数641件がございました。それで選考委員を各団体等から出していただきまして、1回目の選考委員会を終えているところと聞いております。その結果641件の応募作品をですね、各観光協会構成団体等での第一次選考といいますかそういったものを経て、そして1回目の選考委員会において4作品まで絞ったということで、候補作品を4つにしばった段階まで来ているという報告を受けているところでございます。それでその発表等につきましてはですね、当初から今回40回目を迎えます、うまいもんじゃ祭りにおいて作品等を発表していくという計画ということになっておりますので、そういった形での取り扱いで今進められているというふうに担当では承知しているところでございます。説明は以上でございます。

○1番（野崎明廣）議長。

○議長（山下敏二）野崎君。

○1番（野崎明廣）今現在の時点で4作品ということですが、この仁木町のイメージに合ったものになってきているのか、その辺わかれればちょっとお聞かせいただきたいなという感じがします。仁木町のテーマであります果実とやすらぎという形の中で、このイメージされているのかどうかということがわかればちょっとお聞きしたいなと思います。

○企画課長（鈴木昌裕）議長。

○議長（山下敏二）鈴木企画課長。

○企画課長（鈴木昌裕）只今のご質問でございます。先に応募要綱等を全国に向けて発信したときには、仁木町にふさわしいイメージキャラクターというそういう応募作品の対象要件を示しているところでございます。そういったそれに基づいて現在4作品があるというふうに担当としては承知しているところでございます。説明は以上でございます。

○1番（野崎明廣）議長。

○議長（山下敏二）野崎君。

○1番（野崎明廣）それではちょっと4点目に対しまして、ちょっとご質問させていただきたいと思いません。観光客に対する心温まるおもてなしを地域全体で取り組んでいくことであります。地域全体、取り組む方法としてどのようなお考えを持っているのか。お考えをお聞きかせいただきたいと思いません。

○企画課長（鈴木昌裕）議長。

○議長（山下敏二）鈴木企画課長。

○企画課長（鈴木昌裕）只今のご質問でございます。以前にもですね、実施した経過はございますけれども、おもてなし講習会を具体的に行っていくということで考えているところでございます。以前は補助事業を導入してですね、実施した経過がございます。そして今年度につきましては観光協会の補助金の補助事業の中で取り扱うことにしております農閑期を利用した時期にですね、行っていくことになるというふうに担当では承知しているところでございます。また、その対象者となり得る人たちにつきましては実

際に観光農園をされている方、更には商工会の各商店の方、更には一般の人たちも対象範囲で受講ができるような取り扱いをするように、現在観光協会と連携を深めながら進めていこうとしているところでございます。説明は以上でございます。

○1番（野崎明廣）議長。

○議長（山下敏二）野崎君。

○1番（野崎明廣）このおもてなし講習会、これをどのようなあれでおもてなし講習会というどのような形でやられているのか、観光協会がこれに対して進めている、町として進めている方向性がないのかどうかその辺2点お伺いしたいと思います。

○企画課長（鈴木昌裕）議長。

○議長（山下敏二）鈴木企画課長。

○企画課長（鈴木昌裕）只今のご質問でございます。平成23年度、2年前ぐらいだと思いますが町が主催してですね、行った経過がございます。それは補助金が導入されたという経過でございますが、一度過去に行っているということでございます。今年度につきましては、観光協会の補助事業の中で取り扱いをするということで町として予算化しているものでございまして、先程のご説明のとおりですね、観光協会と連携しながら、そして一般の住民の方たちもですね、参加対象として行っていきたいというふうに考えております。具体的には講師をお招きいたしまして、その講師のお話を受講するという形になろうかと思っております。いかに仁木町を訪れる観光客の皆様方が仁木町に対するイメージをよく思っていただいておりますかというそういったおもてなしの仕方ノウハウについて学ぶというような内容になるというふうに考えているところでございます。説明は以上でございます。

○1番（野崎明廣）議長。

○議長（山下敏二）野崎君。

○1番（野崎明廣）23年に補助としてやっているということをお話されたんですけども、これ補助となると本当に1年2年したらもうあと自分たちでやりなさいよという方向性になると思います。その後、どのようにしていくかということが、町としての課題ではないかなと。地域にポンって観光協会にもポンって投げられたり、地域にも投げられたりしたら、なかなか取り組みはおそらく無理だと思います。その辺に対して、町として継続していくんだということをどのようにしていくか。その辺あればお伺いしたいと思います。

○企画課長（鈴木昌裕）議長。

○議長（山下敏二）鈴木企画課長。

○企画課長（鈴木昌裕）只今のご質問でございますが、担当としては実際にですね、観光客の皆様をおもてなししていただくのは実際の現場といいますか、観光農園さんであり、あるいは直売店さんでございますので、そういったことにですね、携わる人たち自らがですね、こういったおもてなしに関する講習に参加していただきながら、そしてその観光農園、直売店、それが広がって町全体のですね、イメージアップにつながるというふうに考えているところでございまして、そういった自らの取り組み、意思についてもですね、喚起しながら進めていきたいというふうに思っているところでございます。今年度は26年度の当初予算の中で観光協会の補助事業という形で町としては助成してきた経過でございますが、当然こういった種の観光客をお迎えするための連携強化については図っていくということで担当としては考えているところでございます。説明は以上でございます。

○1番（野崎明廣）議長。

○議長（山下敏二）野崎君。

○1番（野崎明廣）内容的に町がこういうようなことをやってくださいよっていう形の中で観光協会、地域等に周知しながら進めていきたいという方向性はよくわかります。しかしやっている、実際にやっている人たちのエネルギーというのはすごいエネルギーだと思います。それをやらなきゃならないという、実際に手をかけなきゃならない現場で働く人たちのエネルギーというものがすごいあるわけですよ。その辺もやはり考えた中で補助が付くのであれば、最低でも5年だとか10年先を見通した形の中で考えていただきたいと思いますし、町が本当に取り組んでいきたいという形であれば、町が補助を出さなきゃならない。おもてなしをするには本当にお金がと言ってはあれかも知れませんが、必要なんです。それだけのことが必要だと思います。それなりのやはり体制を取っていくのであれば、きちんと考えた方向性も見出してもらいたいなという感じがしております。

それでは5点目質問させていただきます。観光ルートとして確立できる環境を整えていくことが大切であり、観光拠点施設、農村フルーツパークにきを中心に具体的な検討を進めますとありますが、その具体化された内容をお聞きします。また、フルーツパークの今現在の来客数、5年前から比べると約2万人が減少されていると聞いております。これがなぜに来町していただける方が減ってきたのかということも、検証されているのかどうか。その辺ちょっとお伺いをしたいと思います。

○企画課長（鈴木昌裕）議長。

○議長（山下敏二）鈴木企画課長。

○企画課長（鈴木昌裕）只今のご質問でございます。後志全体の観光ルート等の関係につきましては、仁木町が加入してございます後志観光連盟の中で仁木町としても、その一員として観光ルートの確立について取り組んでいるところでございます。具体的にはやはり仁木町内は札幌圏からの日帰り観光が主でございますのでその観光時期、いわゆる果物の収穫時期の日帰りの果物狩りを中心にですね、例えば積丹町に午前中入っていただいて海産物等を堪能し、そして午後から仁木町に来て果物狩りをするルートだとか、あるいはニセコ等との関係だとか、そういったことを具体的に検討しているところでございます。それと2点目の高速道路との関連で言いますと、高速道路のインターチェンジが町内2か所ができるというふうに小樽開建の方から説明を受けておりまして、先の新聞報道でもその箇所については図で示されているということはお承知のとおりかと存じます。仁木町内の2か所のインターチェンジにつきましては1か所が町道1番線の交点あたり、そして更に銀山方面では稲穂峠の道道仁木赤井川線の下り口あたりということで説明を内々受けているところでございまして、その件につきましては今週ですね、今週町長の方に小樽開建の方から直接具体的に説明に来ていただくという予定になっております。そういったことで、仁木地区で1か所設置されます仁木インターチェンジを中心にですね、またこれから平成30年度の余市町のインターチェンジが開通されるということもございますので、そういった中で具体的には、また町長の方からですね、考え方をあるいは要望事項をですね、小樽開建の方に申していく機会が得られるのかなというふうに思っているところでございます。3点目の農村公園フルーツパークにきの来園者数の関係でございますが、平成23年度の東日本大震災を受けて、若干それから減ってきているということでございます。また平成23年度そのものは、前の年よりそんなに減ってはいなかったんですけども、24年度と比較いたしまして、平成25年度はまた減ってきたというそういう数値になってございます。そういった中でフルーツパークにきにいかに観光客を呼び込むかということについても指定管理者でございます観光協会とともに、

具体策については検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。担当としての説明は以上でございます。

○1番（野崎明廣）議長。

○議長（山下敏二）野崎君。

○1番（野崎明廣）観光として各町村にいろいろな方向性で力を出し合って進めているということも、説明していただきました。非常にこのフルーツパークの2万人が減少していているという点について、この福島という県だけではないような感じも私は思いますし、なぜに減っていているのか、これは観光協会と協議しながら進めていくという回答ですけれども、町としてなぜに減ったんだという先程言った検証されているのかどうか。この5年間で2万人以上が減っているということに対しては実態なんですよ。それをどうのように受けとめていくのか。その辺ちょっとお伺いしたいと思います。

○町長（佐藤聖一郎）議長。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）先程から野崎議員の質問ですね、私ずっと聞いていますとですね、なかなか腑に落ちないわけでありまして、なぜかですね、町として何かできるべきではないのかという質問が多いんですけれどもね。やはりこのイベントが少なくなった理由を町で検証するというよりも、なぜゆえ魅力がなくなったのか。ではどうしなきゃいけないのかっていうことをですね、やはり観光協会ともいろいろ話し合いを進めていきながらやらなければいけないと思います。先程の質問にも重複するかもしれませんが、観光農園に対しても今全国で人気のある観光農園ってご存知でしょうか。それぞれの観光農園で努力しています。ただ、フルーツ狩りをするだけではありません。そこでフルーツ狩りをして、そしていかにおいしいものを食べられるか、そして自分たちで取ったものをジュースにしたり、アイスクリームにしたり、またトイレを整備して、観光客を受け入れたり、みんなと同じ看板をつけて統一化を図ったり、それぞれが努力しています。これは町をどうこうしようというわけではなくてですね、それぞれの農業従事者が皆さんそれぞれ自立しようとして頑張っております。私、年当初から、強い農業を目指すならばやはり農業従事者が自立しなければいくら町が補助をしても成長につながりません。ですからこれから様々な問題に対しても町と農業従事者、そして各団体手を合わせて前向きに取り組んでいかなければ、これから先明るい未来は、私はないと思います。高速道路に関しても、先日小樽開発総研にですね、開発局に今のフルーツパークをいかに有効活用してもらえるかっていうことをですね、私も要望してまいりました。それぞれの条件又は環境問題いろいろありますのでスムーズにはいきませんが、これからも要望、町としてやるべきことはこれから要望してまいります。ただ我々としてやるべきことをやりますけれども、後はそれぞれの当事者が努力してもらわなければ、これから先10年20年、この町の農業は成り立っていかないというふうに思いますので、そのための今は構築期間としてお互いいろいろな意見を出し合って改善に向けて又は努力しなければいけないというふうに思いますので、今後そういう取り組みをしてまいりたいというふうに思っています。以上です。

○1番（野崎明廣）議長。

○議長（山下敏二）野崎君。

○1番（野崎明廣）非常に町長の話もよく、私自身も取りとめない質問もしていると思います。しかし町で行っている指定管理者、これは最終的には指定管理者が何もかにもということにはならないような私は感じがあります。やはり一つこうゆうような現象が起きているんだということに対しては、やっぱり町も実



態をきちんと把握してなきゃならないと思いますし、観光のそれこそパンフレット1枚にしてもどこへ配布されているのか。これもきちんと検証されなきゃならないと思います。私自身、日本語しかわかりませんが、それこそ各いろんな外国からこられている方の、そのチラシにしてもパンフレットにしてもいろんな形がとられてくると思います。その辺においてもやはり進んで町がこうしていかなきゃならないんだということをやはり提言していただきたいなという感じはしております。その辺に対してちょっとどう思いますか。

○町長（佐藤聖一郎）議長。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）その部分は野崎議員のおっしゃるとおりですね、町としての情報発信不足というのもあります。例えば先日キロロの社長とお会いしましてですね、今キロロの社長はタイの外資が入っていますのでタイ人の経営者なんですけれども、観光協会の会長と2人ですね、社長とお会いさせていただきました。いろんな様々な指摘も受けました。このパンフレットではなかなか観光客を呼び込むことはできないであろうというのはやはり先程おっしゃったとおり、日本語での表示が多いですし、パンフレットを見て、いかに来たいかと思わせるようなパンフレットではないというふうに率直に言われました。そういう部分で町としても、金銭的な面でも予算の面でもそうですし、そしてアイディアの部分でも、今後観光協会とですね、お互いアイディアを持ち寄って、いかに観光客に来てもらえるかそういうパンフレット作りも必要ですし、また、ホームページ等対外的にですね、整備していかなきゃいけないというふうに思っております。以上です。

○1番（野崎明廣）議長。

○議長（山下敏二）野崎君。

○1番（野崎明廣）最後にちょっと町長に質問をしようと思ったんですけど、なんか少し出尽くしたかなという感じもしてますんで、あえてちょっとこの点についてお伺いをしたいと思います。先程も私述べましたけれども、多くの観光客を受け入れる準備としてはあと4年しかありません。農業においても、町長が3月に農業ビジョンが行われたときに町長が非常にこう農業の特産品、PRまた農産品の販売戦略、良いものはより高くという熱弁で熱く語っていただきました。今後も芸術高校も入ってきます。その辺において町としてこれをどのような活用をしていながら、また観光準備をしていくか、また農業戦略の取り組みがあったらお伺いしたいと思います。

○町長（佐藤聖一郎）議長。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）残り4年という期間というのは、それがどうなのか私にはわかりませんが、私が年当初、農業に対するビジョンというものはお伝えしました。魅力的な観光に関して言えば、魅力的な観光農園を目指すという意味で先程も出ましたけれども環境整備、又は今余市町でも取り組んでおりますワイナリー、そういう話も今この町にも来ております。この町には道の駅というものはありませんので、私も直売所というか多くの農産物を1か所に集めたそういう場所をつくりたいと思っておりますので、マルシェ又はファーマーズマーケットといったそういうものに取り組んでいこうと思っております。その中、今農業創造委員会というものを作ってですね、各団体そして農業従事者そして町がですね、今、月に1回ほどお互い話し合いを繰り返してどのようなものができるのかということ話し合いしている段階であります。町としてはこれから今の段階では目に見えて形になるものはないかもしれませんが、こ

れから徐々にですね、しっかりとした基盤をつくる期間であるというふうに思っています。私が申した農業ビジョンというのは、1年2年でできるようなものではありません。これから10年20年かけてこの町がどの地域にも負けない農業づくりをつくるために申しあげましたのであります。その部分を踏まえて今後様々な形をお借りしながら、形にしていきたいというふうに思っております。以上です。

○1番（野崎明廣）議長。

○議長（山下敏二）野崎君。

○1番（野崎明廣）ぜひともこれから農業また観光協会、果樹観光協会という形の中で、いろいろな協議をされながら、仁木町のために少しでも前向きな方向性を作っていただきたいと思います。私の質問はこれで終了させていただきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（山下敏二）以上で、一般質問を終わります。

### 日程第7 議案第1号 平成26年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第2号）

○議長（山下敏二）日程第7、議案第1号『平成26年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第2号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（佐藤聖一郎）議長。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）それでは、議案第1号でございます。

平成26年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第2号）。平成26年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ233万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億8379万9000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。平成26年6月23日提出、仁木町長 佐藤 聖一郎。

なお、詳細につきましては、岩井財政課長からご説明申し上げますので、ご審議の上ご可決賜りますようお願いいたします。

○財政課長（岩井秋男）議長。

○議長（山下敏二）岩井財政課長。

○財政課長（岩井秋男）議案第1号、平成26年度一般会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。15款、道支出金から20款、諸収入までそれぞれ補正いたしまして、歳入合計額から補正額合計233万円を減額し、補正後の歳入合計額を35億8379万9000円とするものでございます。

次に2ページ、歳出でございます。2款、総務費から10款、教育費までそれぞれ補正いたしまして、歳出合計額から補正額合計233万円を減額し、補正後の歳出合計額を35億8379万9000円とするものでございます。

次に、3ページでございます。事項別明細書、歳入でございます。1款、町税から21款、町債まで、すべての科目を載せたものでございます。

次に4ページ、歳出でございます。1款、議会費から14款、予備費まですべての科目を載せたものでござ

ざいまして、右側の補正額の財源内訳でございますが、国・道支出金3万3000円の減、その他財源42万6000円の増、一般財源272万3000円の減となっております。

続きまして、5ページをお開き願います。歳入でございます。15款、道支出金、2項、道補助金、1目、総務費補助金につきましては、土地利用規制等対策事業交付金の内定に伴う1000円の増額、3項、道委託金、1目、総務費委託金につきましては、商業統計調査と経済センサス調査の二つの調査が、経済センサス・商業統計調査として一本化され、内定を受けたことに伴い、内定額に合わせ3万4000円を減額するものでございます。

次に、6ページでございます。18款、繰入金、1項、基金繰入金、1目、財政調整基金繰入金につきましては1557万3000円を減額し、補正後の予算額を1億1360万3000円とするものでございます。2目、ふるさと振興基金繰入金につきましては、20万円を追加するものでございます。

次に7ページ、19款、1項、1目、繰越金につきましては、平成25年度一般会計の繰越金の額が確定いたしましたので、1285万円を追加するものでございます。

次に、8ページでございます。20款、諸収入、4項、受託事業収入につきましては、5目、農林水産業費受託収入として目を新設しております。この受託金につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律が本年3月1日に施行され、北海道知事から指定を受けた公益財団法人北海道農業公社が中間管理機構として農地利用の整理や農地の借受け希望者に対し貸付等の事業を行い、その一部の事務を町が受託するもので、22万6000円を追加するものでございます。

次に、9ページをお開き願います。歳出でございます。2款、総務費、1項、総務管理費、5目、企画費22万7000円の追加につきましては、然別地区の北電柱の建替に伴い、地域イントラネットで布設した光ケーブルが支障となることから、移設工事を行うものであります。5項、統計調査費、経済センサス費18万5000円の減額と、10ページ、商業統計調査費13万1000円の減額につきましては、廃目とし、次のページでございますが、11ページに目を新設して経済センサス・商業統計調査費に一本化するもので、1節、報酬から12ページの14節、使用料及び賃借料まで必要経費25万6000円の追加でございます。

次に、13ページでございます。3款、民生費、1項、社会福祉費、6目、後期高齢者医療費につきましては、後期高齢者医療特別会計の繰出金5万円の減額でございます。

次に、14ページでございます。4款、衛生費、1項、保健衛生費、1目、保健衛生総務費につきましては、国民健康保険事業特別会計繰出金271万5000円の減額、5目、上水道費につきましては、簡易水道事業特別会計繰出金68万6000円の減額でございます。

次に、15ページでございます。6款、農林水産業費、1項、農業費、1目、農業委員会費、99万9000円の減額につきましては、嘱託職員1名の退職に伴う減額でございます。3目、農業振興費につきましては、9月以降の臨時職員1名の任用に係る経費、旧北町試験地に設置している車庫の撤去に係る経費、農地中間管理機構事務委託に係る経費、更には鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のための特別措置に関する法律に基づく、仁木町鳥獣被害防止対策協議会に対する財政支援で、7節、賃金から16ページの19節、負担金補助及び交付金まで合わせて115万3000円を追加するものであります。

次に、17ページでございます。7款、1項、商工費、2目、商工振興費60万円の追加につきましては、余市町及び仁木町の果樹を使ったスイーツコンテスト及び関連事業の実施に伴う補助金60万円の追加でございます。

次に18ページ、10款、教育費、2項、小学校費、2目、教育振興費及び3項、中学校費、2目、教育振

興費につきましては、昨年度、個人から銀山小・中学校の図書購入に対する寄附がありましたので、図書購入費としてそれぞれ10万円を追加するものでございます。

19ページ以降は、補正後の給与費明細書となっております。以上で説明を終わります。

○議長（山下敏二）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

○7番（上村智恵子）議長。

○議長（山下敏二）上村君。

○7番（上村智恵子）7番・上村。17ページのスイーツコンテストなんですけれどもね、このコンテストに優勝した人の作品っていうのはこれっきりで終わりなんですか。

○企画課長（鈴木昌裕）議長。

○議長（山下敏二）鈴木企画課長。

○企画課長（鈴木昌裕）只今のご質問でございます。9月13日に仁木町内で予定しております、スイーツコンテストの二次審査会ということでございますが、その場所で行って審査をし優秀賞等を決定するというものでございます。その後の取り扱いについてはですね、試験販売、札幌市で予定されているものとか、あるいはカフェ等でのメニュー化を視野に入れて考えているということで、事業の内容を聞いているところでございます。それと併せまして10月5日に予定しておりますうまいもんじゃ祭りですね、それを発表し、更には試食をですね、行うというような経費等も計上されているところでございます。説明は以上でございます。

○7番（上村智恵子）議長。

○議長（山下敏二）上村君。

○7番（上村智恵子）前に余市町でスイーツコンテストがありましてね、その優勝者が仁木町の2人の主婦の作品でしたよね、その作品は余市町の喫茶店では販売していましたが、せっかくこういうふうには、もし仁木町の方がこういうスイーツコンテストで優勝した作品とかがあったら、やはりこう町内でそれを試食できるようなことをぜひ考えてほしいなというふうに思いますけれども。

○町長（佐藤聖一郎）議長。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）今上村議員のご指摘とおりですね、前回のスイーツコンテストは余市主体でやりましたので余市のそういう地元の店をですね、提供させていただいた経緯があります。今回第2回目はですね、どうしても私仁木町でやりたいということでですね、余市町長にですね、半ば強引にですね、仁木町でやらしてもらいまして、前回の優勝作品がですね、仁木の方でしたので今回優勝される方がどなたかわかりませんが、もし仁木町の方であるのか仁木町であろうと他地域の方が優勝しようが、仁木町で提供できる場所を探していきたいと思っています。町内に店は限られていますから、少ないお店と交渉してですね、なるべく期間限定でありますけれども、販売できるような形をとれたらというふうに思いますので、その辺今後いろいろ話し合いしていく上で取り組んでまいります。以上です。

○議長（山下敏二）他に質疑ありませんか。

○3番（嶋田 茂）議長。

○議長（山下敏二）嶋田君。

○3番（嶋田 茂）3番・嶋田です。今のあの上村議員のこの関連してなんですけどね、私もあの議員にな

ってから2、3度、この要するにスイーツに関しての質問とかさせていただきました。そんな中ですね、今回町長が熱くその仁木町でやりたいんだっていうそういう部分ですね、ぜひですね、仁木町でそれこそフルーツパークがあるんですからね、フルーツパークでそういうスイーツが作れるようなそういう環境づくりをしてほしいんですよ。これを第1回だけではなくて、ずっと仁木町で続けてその中でそのパティシエとかそういう若い人たちが店を出せない人たちがそこで実習して、将来的にそれこそ4年後、それこそ5年後高速道路が通る、それこそ黒松内まで通りますよね。そういった中でその多分向こうまで通りますと、ここは素通りになる可能性があるんですよ。それはなぜかということ仁木町に何もないからですよ。ただ果物狩りだけ。だけどスイーツっていうのは前から私言っていますようにそのおいしいものを、ここだけでしか売ってないというものがあれば必ず人は来るんですよ。それがパンであろうがスイーツであろうがケーキであろうが、それが500円でも高いと言わないんですよ。そういう部分を今後考えていっていただきたいと思うんですがその辺どうでしょうか。

○町長（佐藤聖一郎）議長。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）今嶋田議員おっしゃったことですね、先程私が散々申し上げたことでありますね、やはり今回高速道路を機会にですね、そういう環境が整う予定でありますからこれを利用すべきだと私は思っていますので、このフルーツパークでそういう店頭販売ができるようなそんな構想も考えています。ただそれを販売する場所はフルーツパークが適しているのか、また町の中のどこが適しているのかは今後調査しなければいけませんけれども、いずれにしても仁木町のものが仁木町で食べられるというそういうプレミア感をつける、付加価値をつける、そういう部分でこれからは勝負していかなければいけないというふうにも私も当然考えておりますので、そういう場所はどこであれ、この仁木町本町で仁木町のおいしい加工品なり又はそういうスイーツをですね、食べられる場所を今後検討してまいりたいというふうに思っております。そういう環境づくりに対しまして、皆さんの意見なり、新規就農者の意見、そういう意見をもとにこれから考えてまいりたいというふうに思っています。以上です。

○議長（山下敏二）他にありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第1号『平成26年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第2号）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第1号『平成26年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第2号）』は、原案のとおり可決されました。

○議長（山下敏二）暫時休憩します。

休 憩 午後 0時00分

## 再 開 午後 1時00分

○議長（山下敏二）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

日程第6『一般質問』における住吉議員の質問に対する答弁が残っていますので、これを求めます。

○ほけん課長（川北 享）議長。

○議長（山下敏二）川北ほけん課長。

○ほけん課長（川北 享）答弁が遅くなりまして、大変申し訳ございません。風しん感染の5年間の状況でございますけれども、風しんに感染した場合、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条に基づきまして、医師が診断後7日以内に保健所に届け出を行うこととなっております。保健所は毎週北海道感染症情報センターに報告しております。それで各町村ごとの風しんにかかった患者の情報はございません。それで、過去5年間の俱知安保健所管内における風しんの発生状況につきましては、昨年1件届け出があったのみでございます。今年に入っても、今のところ届け出はございません。以上でございます。大変申し訳ありませんでした。

## 日程第8 議案第2号

## 平成26年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（山下敏二）日程第8、議案第2号『平成26年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（佐藤聖一郎）議長。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第2号でございます。

平成26年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）。平成26年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表の歳入歳出予算補正による。平成26年6月23日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、岩井財政課長からご説明申し上げますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○財政課長（岩井秋男）議長。

○議長（山下敏二）岩井財政課長。

○財政課長（岩井秋男）議案第2号、平成26年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。4款、繰入金及び5款、繰越金を補正いたしますが、補正後の歳入合計額は補正前の歳入合計額と同額の2億4087万3000円でございます。

次に2ページ、歳出でございますが、歳出の補正はございません。

次、3ページでございます。事項別明細書、歳入でございます。1款、国民健康保険税から6款、諸収入まですべての科目を載せたものでございます。

次に4ページ、歳出でございます。1款、総務費から6款、予備費まですべての科目を載せたものでござ

ございますが、補正はございません。

続きまして、5ページをお開き願います。歳入でございます。4款、繰入金、1項、1目、一般会計繰入金につきましては、前年度の繰越金の額の確定に伴い、一般会計からの繰入金を271万5000円減額するものでございます。

次に、6ページをお開き願います。5款、1項、1目、繰越金につきましては、前年度の繰越金が351万5000円で確定いたしましたので、当初予算計上額80万円との差額271万5000円を追加するものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（山下敏二）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第2号『平成26年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第2号『平成26年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）』は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第9 議案第3号

### 平成26年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（山下敏二）日程第9、議案第3号『平成26年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（佐藤聖一郎）議長。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第3号でございます。

平成26年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）。平成26年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。平成26年6月23日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、岩井財政課長からご説明申し上げますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○財政課長（岩井秋男）議長。

○議長（山下敏二）岩井財政課長。

○財政課長（岩井秋男）議案第3号、平成26年度簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。3款、繰入金及び4款、繰越金を補正いたしますが、補正後の歳入合計額は補正前の歳入合計額と同額の4億1092万9000円でございます。

次に2ページ、歳出でございますが、歳出の補正はございません。

次に、3ページでございます。事項別明細書、歳入でございます。1款、使用料及び手数料から6款、町債まですべての科目を載せたものでございます。

次に4ページ、歳出でございます。1款、総務費から4款、予備費まですべての科目を載せたものでございますが、補正はございません。

続きまして、5ページをお開き願います。歳入でございます。3款、繰入金、1項、1目、一般会計繰入金につきましては、前年度の繰越金の額の確定に伴い、一般会計からの繰入金を68万6000円減額するものでございます。

次に、6ページをお開き願います。4款、1項、1目、繰越金につきましては、前年度の繰越金が78万6000円で確定いたしましたので、当初予算計上額10万円との差額68万6000円を追加するものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（山下敏二）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第3号『平成26年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第3号『平成26年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）』は、原案のとおり可決されました。

## 日程第10 議案第4号

### 平成26年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○議長（山下敏二）日程第10、議案第4号『平成26年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（佐藤聖一郎）議長。

○議長（山下敏二）佐藤町長。



○町長（佐藤聖一郎） それでは、議案第4号でございます。

平成26年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。平成26年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10万1000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6408万6000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表 歳入歳出予算補正による。平成26年6月23日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、同じく岩井財政課長からご説明申し上げますので、ご審議の上ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○財政課長（岩井秋男） 議長。

○議長（山下敏二） 岩井財政課長。

○財政課長（岩井秋男） 議案第4号、平成26年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。3款、繰入金及び4款、繰越金を補正いたしまして、歳入合計額に補正額合計10万1000円を追加し補正後の歳入合計額を6408万6000円とするものでございます。

次に2ページ、歳出でございます。2款、後期高齢者医療広域連合納付金を補正いたしまして、歳出合計額に補正額合計10万1000円を追加し補正後の歳出合計額を6408万6000円とするものでございます。

次に、3ページでございます。事項別明細書、歳入でございます。1款、後期高齢者保険料から6款、広域連合支出金まですべての科目を載せたものでございます。

次に、4ページでございます。歳出でございます。1款、総務費から4款、予備費まですべての科目を載せたものでございまして、右側の補正額の財源内訳でございますが、一般財源10万1000円の追加となっております。

次に、5ページをお開き願います。歳入でございます。3款、繰入金、1項、一般会計繰入金、1目、事務費繰入金につきましては、前年度の繰越金の額の確定に伴い、一般会計からの繰入金を5万円減額するものでございます。

次に、6ページをお開き願います。4款、1項、1目、繰越金につきましては、前年度の繰越金が16万円で確定いたしましたので、当初予算計上額9000円との差額15万1000円を追加するものでございます。

次に、7ページをお開き願います。歳出でございます。2款、1項、1目、後期高齢者広域連合納付金につきましては、出納整理期間中に納入があった平成25年度分保険料収入に係る後期高齢者広域連合への本年度納付金10万1000円を追加するものでございます。以上で、説明を終わります。

○議長（山下敏二） 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長（山下敏二） 「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長（山下敏二） 「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第4号『平成26年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）』を採決し

ます。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第4号『平成26年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）』は、原案のとおり可決されました。

### 日程第11 議案第5号 仁木町税条例等の一部を改正する条例制定について

○議長（山下敏二）日程第11、議案第5号『仁木町税条例等の一部を改正する条例制定について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（佐藤聖一郎）議長。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第5号でございます。

仁木町税条例等の一部を改正する条例制定について。仁木町税条例（昭和29年仁木町条例第9号）等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。平成26年6月23日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、岩井財政課長からご説明申し上げますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○財政課長（岩井秋男）議長。

○議長（山下敏二）岩井財政課長。

○財政課長（岩井秋男）議案第5号、仁木町税条例等の一部を改正する条例制定について、ご説明申し上げます。

この度の条例制定につきましては、地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令等が本年3月31日にそれぞれ公布され、4月1日から施行されています。これに伴い、仁木町税条例（昭和29年仁木町条例第9号）及び昨年9月の第3回仁木町議会定例会で制定いたしました仁木町税条例の一部を改正する条例（平成25年仁木町条例第19号）の一部を改正する必要性が生じたので、所要の改正を行うものであります。

この度の条例改定による主な内容につきまして申し上げます。1点目といたしまして、地方交付税の原資確保のため、地方法人税を国税として創設し、地方法人税相当分を町民税の法人税割の標準税率及び制限税率の引き下げを行うものでございます。本町におきましては、町民税の法人税割の税率につきましては、制限税率である100分の14.7としておりましたが、この度の地方税法の改定に伴い、これを100分の12.1に改めるものでございます。2点目といたしまして、軽自動車税の見直しでございます。軽自動車等及び小型特殊自動車の標準税率を自家用乗用車は1.5倍に、その他は約1.25倍に引き上げ、更に原動機付自転車の税率を2000円を最低とし、約1.5倍に引き上げるものでございます。3点目といたしましては、軽自動車に係る経年重課の導入でございます。グリーン化を進める観点から、最初の新規登録から14年を経過した月の属する年度以後の軽自動車等について、標準税率の概ね20%の重課税率を導入するものでございます。その他といたしましては、肉用牛の売却による事業所得の特例の3年間延長。耐震改修が行われた要安全確認計画記載建築物等に対する減額措置の創設、優良住宅地の創成等のために土地を譲渡した場合の長期

譲渡所得に係る課税の特例の延長等であります。本条例につきましては、仁木町税条例と仁木町税条例の一部を改正する条例の二つの条例を改正するもので、仁木町税条例の改正を第1条として、仁木町税条例の一部を改正する条例を第2条として条例の制定を行っているものであります。議案の改め文の朗読を省略いたしまして、参考資料として添付しております新旧対照表により説明を行います。

新旧対照表（第1条関係）の1ページをお開き願います。表の右側が現行条例、左側が改正案となっております。第23条につきましては、法人税法において外国法人の恒久的施設が定義されたことに伴う改正及び文言の整理を行っているものであります。第33条につきましては、法律改正に伴う引用条項の整備であります。第34条の4につきましては、地方法人税の創設に対応して、法人税割の標準税率及び制限税率が引き下げられたことに伴う改正で、本町の町民税の法人税割の税率を100分の14.7から100分の12.1に引き下げるものでございます。第48条につきましては、法人税法において外国法人に係る外国税額控除制度が新設化されたことに伴う規定の整備を行うものであります。

次に、2ページの中段52条でございます。第52条につきましては、法人税法において外国法人に係る申告納付制度が規定されたことに伴う改正でございます。

次に、57条及び3ページの上段でございますが、59条につきましては、法律改正に伴う引用条項の整理でございます。第82条につきましては、法律改正に伴う軽自動車税の税率の改正でございます。第1号では原動機付自転車の税率を定めておまして、アでは総排気量が0.05ℓ以下のもの又は定格出力が0.6馬力以下のものの税率を現行1000円から2000円に、イでは二輪のもので総排気量が0.05ℓを超え0.09ℓ以下のものの税率を現行1200円を2000円に、ウでは二輪以上のもので総排気量が0.09ℓを超えるもの又は定格出力が0.8馬力を超えるものの税率を現行1600円から2400円に、エでは三輪以上のもので総排気量が0.02ℓを超えるものの税率を現行2500円から3700円にそれぞれ改めるものでございます。第2号では、軽自動車及び小型特殊自動車の税率を定めておまして、アでは二輪のもの税率を現行2400円から3600円に、三輪のものは3100円から3900円に、四輪以上のもので乗用のものにつきましては、営業用のものは5500円から6900円に、自家用のものは7200円から1万800円に、四輪以上のもので、貨物のものにつきましては、営業用のものは3000円から3800円に、自家用のものは4000円から5000円に改めるものでございます。

次に4ページであります。現行規定しておりました、もっぱら雪上を走行するものについては条項を削除しております。イでは小型特殊自動車の農耕作業用のものは1600円から2000円に、その他のものは4700円から5900円にそれぞれ改めるものであります。第3号では二輪の小型自動車の税率を現行4000円から6000円に改めるものでございます。次に、附則第4条の2では、租税特別措置法の改正に伴う改正、附則第6条及び附則第6条の2は課税標準の細目を定めたものであるため、8ページ中段まで全文を削除しております。

次に、8ページ中段であります。附則第7条の4は法律改正に伴う引用条項の整理であります。附則第8条は肉用牛の売却による事業所得の課税の特例を3年間延長するための改正であります。

次に、9ページでございます。附則第10条の2につきましては、耐震基準適合家屋に対する減額措置の創設でございます。下段の附則第16条では、軽自動車の経年車重課を規定しているもので、初めて車両番号の登録をした年から14年を経過した月の属する年度以後の三輪以上の軽自動車に対し、重課の規定を定めているものでございます。先程説明いたしました軽自動車税の新税率で3900円のを4600円に、次に10ページでございますが、6900円のを8200円に1万800円のを1万2900円に、3800円のを4500円に5000円のを6000円にそれぞれ経年重課を課すものでございます。附則第17条の2では、優良住宅

地の造成のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について適用期限の3年間延長を定めております。附則第19条及び11ページの附則第19条の2、19条の3につきましては、規定の明確化及び法律改正に伴う規定の整理でございます。

次に、12ページをお開き願います。附則第21条につきましては、規定の明確化を行うとともに、第2項の移行一般社団法人に係る非課税措置を廃止するための条文を削除しております。附則第21条の2につきましては、法律改正に伴う引用条項の整理でございます。

次に、12ページ下段から16ページ上段でございます。これらにつきましては、現行条例第22条の東日本大震災に係る特例について規定から削除するものでございまして、16ページ、附則第24条及び附則第25条につきましては、削減に伴う条の繰り上げを行うものでございます。

次に、2条関係の説明を行います。次のページの新旧対照表（第2条関係）1ページをお開き願います。

第2条関係につきましては、昨年9月の第3回仁木町議会定例会において改正を行った仁木町税条例の一部を改正する条例についての改正を行うものであります。第21条の2では、法律改正に伴う引用条項の整理であります。附則第1条及び附則第2条につきましては、法律改正に伴う整理でございます。

次に、2ページでございます。附則でございます。これは全体の附則となっております。第1条では、施行期日を定めているものでございまして、平成26年4月1日から施行いたしますが、第1条条例の第34条の4の町民税の法人税割の税率引き下げ、及び改正附則第2条第7項の規定につきましては平成26年10月1日、附則第4条の2、附則第19条の3附則第22条、附則第22条の2、附則第23条、附則第24条、附則第25条の規定につきましては、平成27年7月1日、改正附則第4条、附則第16条を除く改正附則第6条の規定につきましては平成27年4月1日、第23条、第48条、第52条、改正附則第5条、附則第16条に係る改正附則第6条の規定につきましては、平成28年4月1日、第33条、附則第7条の4、附則第19条、附則第19条の2、改正附則第2条第4項及び第5項の規定につきましては、平成29年1月1日、第57条及び第59条の規定につきましては、子ども・子育て支援法施行の日としております。2ページ下段の第2条では、町民税に対する経過措置を規定しております。

次に、3ページ下段、第3条でございますが、固定資産税に係る経過措置を規定しております。第4条から第6条までは軽自動車税の税率引き上げの経過措置についての規定でありまして、第4条では、新条例第82条改正規程の軽自動車税の引き上げは平成27年度以後の年度分の軽自動車について適用するというものでございます。

次に、4ページでございますが、4ページの第5条では、新条例附則第16条改正規程の軽自動車の経年重課の規定は、平成28年度以降の軽自動車税について適用するというものでございます。第6条につきましては、新条例第82条の軽自動車税の税率引き上げ及び新条例附則第16条の軽自動車の経年重課の規定について、平成27年3月31日以前の車両登録した軽自動車についての規定をしているものでございます。以上で、説明を終わります。

○議長（山下敏二）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

○8番（横関一雄）議長。

○議長（山下敏二）横関君。

○8番（横関一雄）8番・横関です。3ページのですね、第3条の2項ですか。この中で平成26年4月1日以降に耐震改修が行われる同項に規定する耐震基準適合家屋に対して課すべき平成27年度以降の年度分

の固定資産税について適用すると書いておりますけれども、ということはですね、その以前のものについてはならないということで、これは新築の住宅に対してはそもそもこれ適用はされるんでしょうか。

○財政課長（岩井秋男）議長。

○議長（山下敏二）岩井財政課長。

○財政課長（岩井秋男）この度の改正につきましては、耐震改修を行う家屋について新築の場合を規定しているものでございます。以上です。

○8番（横関一雄）議長。

○議長（山下敏二）横関君。

○8番（横関一雄）新しい家に限定ということで、これ中古の家ですね、これからあの耐震改修するという家には、全然当てはまらないんでしょうか。

○財政課長（岩井秋男）議長。

○議長（山下敏二）岩井財政課長。

○財政課長（岩井秋男）この度の改正につきましては、一定の要件がございまして、こちらの方の2ページの第6条の第9項に該当する部分、すみません、改め文でございまして、改め文の2ページでございまして、改め文2ページの第9項でございまして、こちらの方の耐震基準適合家屋というのを定めてございまして、こちらの方によりまして町に届け出があった建物について町の方で審査して、それに対して適合するかどうか。減免、これが受けられるかどうかというのを審査いたしまして判断するというものでございまして、今の中古住宅の場合という質問でございまして、ちょっとお時間、すみません、いただきたいと思っておりますけれども。

○議長（山下敏二）暫時休憩します。

**休 憩 午後 1時33分**

**再 開 午後 1時36分**

○議長（山下敏二）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

休憩前の横関議員の質疑に対する答弁を求めます。

○財政課長（岩井秋男）議長。

○議長（山下敏二）岩井財政課長。

○財政課長（岩井秋男）お時間をいただきまして申し訳ございません。こちらの方の改修につきましては、耐震改修ということで、中古住宅であっても耐震化されたものについては一定の基準をクリアした分についてはこちらの方の対象になるというものでございます。以上です。

○議長（山下敏二）他に質疑ありませんか。

○7番（上村智恵子）議長。

○議長（山下敏二）上村君。

○7番（上村智恵子）7番・上村。この町民税の法人税割が100分の14.7から12.1に変わった場合仁木町ではどのくらいの収入があるのか。それと軽自動車がこういうふうになっていくと、うちの町ではどのくらい増収になるのかというところ、わかりましたらお願いいたします

○財政課長（岩井秋男）議長。

○議長（山下敏二）岩井財政課長。

○財政課長（岩井秋男）まず、軽自動車の関係からでございますけれども、軽自動車につきましてはですね、こちらの方の税率の改正につきましては、平成27年の4月1日以降に購入された車の税率改正ということでございますので、今、所有している車等につきましてはですね、旧税率のままいくというものでございますので、いついからの税率が上がってくるかっていうのはですね、ちょっと試算することができないものでございます。ただ重課税率の関係につきましては、それにつきましては平成28年4月1日以降につきまして、14年を経過した車につきましてですね、重課されるものでございまして、非常に申し訳ないんですけども、本町の場合、今、車両登録年数の確認をですね、うちの方で今必要ないもんですから、行っていなかったもんですから、今年度1年間かけてですね、車両の登録年数の確認を行いながら、いつから重課になっていくものなのかというのを調べてまいりたいと考えてございます。なお、施行期日につきましては先程申したとおり、平成28年4月1日となっておりますので、それまでの間に重課がどのくらいかかってくるのかというものを調べていくというものでございます。あと今の軽自動車の関係につきましてはですね、あと一般の乗用車、軽の乗用車の場合は、先程言ったとおりですね、最初の登録からということになってございますけれども、ごめんなさい、重課の関係でございませぬけれども、軽自動車の関係の他に、小型自動車、小型特殊自動車につきましてはですね、来年度からの課税ということになりますので、その分につきましてはですね、原動機付自転車で16万円ほどの収入増ということになりますし、あと小型特殊自動車の場合はですね、約30万円ほどの増となります。あと二輪の小型自動車の部分につきましてはですね、4万8000円の増額ということになってございます。なお、法人税の関係でございませぬけれども、税率改正に伴うですね、この度の減額分につきましてはですね、試算してございませぬ。以上です。

○7番（上村智恵子）議長。

○議長（山下敏二）上村君。

○7番（上村智恵子）そうすると、27年度からの新規の軽自動車には税金がかかっていくけれども、それ以後は14年たったものに増税されるだけであるということなんでしょうか。それと小型っていうのは軽トラックはこの30万円増税のところに入っているんでしょうか。ちょっともう一度お聞きします。

○財政課長（岩井秋男）議長。

○議長（山下敏二）岩井財政課長。

○財政課長（岩井秋男）軽自動車の関係でございませぬけれども、軽自動車の関係につきましては、施行期日が平成27年の4月1日となっておりますけれども、こちらの方の附則の部分で謳っております施行期日がですね、平成27年7月以後の最初の新規車検を受けるものから新税率を適用するということになってございますので、今皆さんお持ちの軽自動車等につきましてはですね、旧税率のまま、そのまま移行していくというものでございまして、あとただ14年、新規登録から14年たった車につきましてはですね、経年重課ということで税金が増えていくというものでございます。あと小型トラックっていうのは、おそらく小型の軽貨物の自動車だと思いますけれども、それにつきましても同じ取り扱いでございませぬ。以上です。

○議長（山下敏二）他に質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第5号『仁木町税条例等の一部を改正する条例制定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第5号『仁木町税条例等の一部を改正する条例制定について』は、原案のとおり可決されました。

## 日程第12 議案第6号

### 仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

○議長（山下敏二）日程第12、議案第6号『仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（佐藤聖一郎）議長。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第6号でございます。

仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について。仁木町国民健康保険税条例（昭和33年仁木町条例第8号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。平成26年6月23日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、川北ほけん課長からご説明申し上げますので、ご審議の上ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○ほけん課長（川北 享）議長。

○議長（山下敏二）川北ほけん課長。

○ほけん課長（川北 享）議案第6号、仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について、ご説明いたします。

最初に、改正の背景についてご説明いたします。地方税法施行令の一部を改正する政令（平成26年法律第132号）が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日から施行されました。これに伴い、本町国民健康保険税条例につきましても、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容について申し上げます。国民健康保険税の課税限度額を引き上げるとともに、国民健康保険税の軽減措置について、5割軽減及び2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準を改正し、低所得者に係る保険税軽減の拡充を行うものであります。

なお、本件につきましては、6月2日開催の平成26年度第1回国民健康保険税審議会に諮問し、適当と認める答申をいただいていることを申し添えます。

それでは、議案の改め文の朗読を省略させていただきまして、参考資料として添付しております新旧対照表の1ページ目をお開き願います。表の右側が現行、左側が改正案となっております。最初に第2条、第3項につきましては、国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を現行12万円から14万円に引き上げるものであります。続いて、第2条、第2項につきましては、介護納付金課税額に係る課税限度額を現行12万円から14万円に引き上げるものであります。失礼しました。最初の第3項の関係でございますけれども、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を14万円から16万円に引き上げるも

のでございます。続きまして、第2条、第4項につきましては、介護納付金課税額に係る課税限度額を現行12万円から14万円に引き上げるものでございます。次に、第18条では、条項整理のために、第24条の37第1項を、第24条の36に改めるものでございます。

2ページ目をお開き願います。第23条につきましても、国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を14万円から16万円に、介護納付金課税額に係る課税限度額を現行12万円から14万円に引き上げる改正でございます。次に、同条第2号につきましては、5割軽減の対象となる軽減判定所得の判定における被保険者数に世帯主を含めるというものでございます。次に、同条第3号につきましては、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の判定におきまして被保険者数に乗すべき金額を35万円から45万円に引き上げるものでございます。附則の第1項は施行期日の定めであり、この条例は公布の日から施行し、4月1日から適用するというものであります。第2項は、運用区分の定めであり改正後の国民健康保険税条例の規定は、平成26年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成25年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるというものでございます。以上で、提案理由の説明を終わります

○議長（山下敏二）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

○7番（上村智恵子）議長。

○議長（山下敏二）上村君。

○7番（上村智恵子）7番・上村。この限度額、今、仁木町で限度額のいっぱいの人は何人くらいいるんでしょうか。

○ほけん課長（川北 享）議長。

○議長（山下敏二）川北ほけん課長。

○ほけん課長（川北 享）申し訳ございません。現在ですけれども、まず、改正はございませんけれども、医療分の限度額が51万円あります。その限度額超過世帯数は65世帯でございます。それで、後期分今回2万円改正する分ですけれども、現在の限度額超過世帯数は24世帯、その中で今度16万円に引き上げることにより、そのうちの19世帯が限度額となります。それで、介護分につきましては、現在、限度額超過世帯が60世帯、そのうちの48世帯が更に2万円限度額上がるという形になります。以上です。

○7番（上村智恵子）議長。

○議長（山下敏二）上村君。

○7番（上村智恵子）この人たちの収入ですね、平均してどのくらいの方たちが限度額になっているのか。これ2万円ずつ上がっていくとなると、本当に中間層っていうんですか、の人たちが、今までもちょっと大変なところすごい額になってしまうと思うんですけれども、もし平均的所得がわかれば教えてください。

○ほけん課長（川北 享）議長。

○議長（山下敏二）川北ほけん課長。

○ほけん課長（川北 享）すみません。平均的収入所得については、ちょっと今手元にございませぬ。

○議長（山下敏二）他に質疑ありませんか。質疑終わってよろしいですか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。



まず、原案に反対者の発言を許します。

○7番（上村智恵子）議長。

○議長（山下敏二）上村君。

○7番（上村智恵子）国民健康保険税は本当に上がったばかりでね、仁木町の国民健康保険税高いと言われる中でこの限度額を上げることが、この審議会の中では決まったということを出されてきたわけですが、私としましては、もう少しこの中身をいろいろ細かく説明して欲しかったなというところがありまして、この限度額を上げるとこの条例に対しては反対いたします。

○議長（山下敏二）次に、原案に賛成者の発言を許します。賛成者の方おられませんか。

○8番（横関一雄）議長。

○議長（山下敏二）横関君。

○8番（横関一雄）この国民健康保険税の条例を改正するという事は、それほど仁木町に高齢者の方が増えましてですね、大変医療的に、医療費的に年々上がってきているんでないかなというふうに思われます。全国的平均見てもですね、かなり医療の保険は上がってきていると思います。これは仁木町だけではないと思いますけれども、やはり町の財政を圧迫しているのであれば、これ確かに皆さん大変なことかなというふうに我々も考えますけれども、やはりこの町がやっていく中ではですね、町民の方にもですね、言われるかもしれませんけれども、やはりそういった意味を還元しましてですね、これから自分たちも高齢に入ってますね、こういう保険を使わせていただく中にはですね、仕方ないのかというふうに思います。したがってですね、この改正はですね、最近また上がってきてですね、また今の改正っていうのは大変重いかと思いますけれども、私は町の財政的なことを考えますと、いたしかたないのかなというふうに思いまして賛成をいたします。

○議長（山下敏二）他に討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）これで、討論を終わります。

これから、議案第6号『仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。この採決は起立によって行います。

本件について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔「起立多数」〕

○議長（山下敏二）「起立多数」です。

したがって、議案第6号『仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について』は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第13 議案第7号

### 余市町と仁木町の旅券交付申請及び交付に関する事務の委託について

○議長（山下敏二）日程第13、議案第7号『余市町と仁木町の旅券交付申請及び交付に関する事務の委託について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（佐藤聖一郎）議長。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第7号でございます。

余市町と仁木町の旅券交付申請及び交付に関する事務の委託について。地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、別紙規約により平成26年10月1日から仁木町の旅券交付申請及び交付に関する事務を余市町に委託することについて、同条第3項で準用する同法第252条の2第3項の規定により議会の議決を求める。平成26年6月23日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、林総務課長からご説明申し上げますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○総務課長（林 典克）議長。

○議長（山下敏二）林総務課長。

○総務課長（林 典克）議案第7号、余市町と仁木町の旅券交付申請及び交付に関する事務の委託につきまして、ご説明いたします。

余市町と仁木町における旅券（パスポート）の交付申請及び交付に関する事務の委託に関しまして、両町で協議により規約を定めて、事務委託を行うときは地方自治法第252条の2、第3項の規定によりまして議会の議決を経なければならないことから、今定例会に上程をするものであります。規約制定の理由につきましては、北海道からの旅券交付申請及び交付に関する事務の権限移譲を受け、本年10月から本町で実施するのにあたりまして、本町単独での旅券交付申請及び交付に関する事務を行った場合、申請件数及び担当職員の配置を考えますと、費用対効果の面からも効率的でないことから、平成20年度から旅券交付申請及び交付に関する事務を行っております余市町に事務委託を行っていただくために、事務委託に関する協議を行っております。この度協議が整いましたので、本規約を制定したものであります。

1ページをお開き願います。第1条は、委託事務の範囲の規定でありまして、仁木町は旅券交付申請及び交付に関する事務の管理及び執行を余市町に委託するものであります。第2条は管理及び執行の方法の規定でありまして、委託事務の管理及び執行については、余市町の条例規則その他の規程の定めによるものであります。第3条は経費の負担の規定でありまして、第1項では、委託事務の管理及び執行に要する経費は仁木町の負担となり、仁木町は当該年度に要した経費を余市町に支払うものとし、第2項では経費の額及び納入の時期は余市町長と仁木町長が協議して定めるものであります。第4条は委託事務の収支の分別の規定でありまして、余市町長はその委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、余市町歳入歳出予算において分別して計上するものであります。第5条は決算の場合の措置でありまして、余市町長は地方自治法の規定により、決算の要領を公表したときは、直ちに当該決算の委託事務に関する部分を仁木町長に通知するものであります。第6条は連絡会議等の定めでありまして、第1項では余市町長は事務委託の管理及び執行について連絡調整を図るため、必要があると認めるときは仁木町長と連絡会議を開くものであります。第2項では、連絡会議のほか、委託事務の円滑な運営を推進するため、必要に応じて両町の委託事務関係者による調整会議を開くことができると規定するものであります。第7条は条例等改廃の場合の措置の定めでありまして、第1項では、余市町長は委託事務の管理及び執行に適応される余市町の条例等の全部又は一部を改廃しようとするときは、あらかじめ仁木町長に通知をしなければならず、第2項では、これが改廃された場合において、余市町長は直ちに当該条例等を仁木町長に通知しなければならず、第3項では、これら通知があったときは、仁木町長は直ちに当該条例等を公表しなければならないと規定するものであります。第8条は事務委託の廃止の場合の措置でありまして、事務委託の全部又は一部を廃止する場合において、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は廃止の日をもってこれを打

ち切り、余市町長がこれを決算すると規定するものであります。第9条は補則の定めでありまして、この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関して必要な事項は、余市町長と仁木町長が協議して定めると規定するものであります。附則につきましては、施行期日の定めでありまして、この規約は平成26年10月1日から施行するものであります。以上で、説明を終わります。

○議長（山下敏二）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第7号『余市町と仁木町の旅券交付申請及び交付に関する事務の委託について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第7号『余市町と仁木町の旅券交付申請及び交付に関する事務の委託について』は、原案のとおり可決されました。

## 日程第14 議案第8号

### 北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約を変更するための協議について

○議長（山下敏二）日程第14、議案第8号『北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約を変更するための協議について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（佐藤聖一郎）議長。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）それでは、議案第8号でございます。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約を変更するための協議について。地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約を別紙のとおり変更するための協議をすることについて同法第290条の規定により議会の議決を求める。平成26年6月23日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、林総務課長からご説明申し上げますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○総務課長（林 典克）議長。

○議長（山下敏二）林総務課長。

○総務課長（林 典克）議案第8号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約を変更するための協議につきまして、ご説明いたします。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合とは、組合町村の議会議員の公務上の災害及び通勤による災害

に対する補償に係る事務を共同で処理することを目的に設置された組織であります。この度上川中部消防組合及び伊達壮瞥学校給食組合が脱退し、また道央廃棄物処理組合が加入することとなり、組合の共同で処理をする団体数の変更に伴う規約の改正が生じたので、地方自治法第290条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。なお、上川中部消防組合については、上川町、当麻町、愛別町、比布町及び鷹栖町の5町で運営しておりましたが、上川町及び鷹栖町が旭川消防本部に、当麻町、愛別町及び比布町が大雪消防組合に編入することに伴い解散することとなり、また伊達壮瞥学校給食組合については、既存調理場の老朽化に伴い、伊達市が単独で給食センターを新築し、壮瞥町が伊達市へその事務を委託することに伴い、解散することとなったものであります。道央廃棄物処理組合については、北広島市をはじめとした近隣町村において廃棄物の処理を広域的に行うため、新規設立され、新たに加入するものであります。

新旧対照表をご覧願います。右側が現行の規約で、左側が変更案であります。アンダーラインを付してある部分が今回変更する箇所であります。構成団体名を明記しております。別表1から、上川中部消防組合及び伊達壮瞥学校給食組合を削り、道央廃棄物処理組合を加えるものであります。施行期日につきましては、総務大臣の許可の日から施行するものであります。以上で、説明を終わります。

○議長（山下敏二）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第8号『北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約を変更するための協議について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第8号『北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約を変更するための協議について』は、原案のとおり可決されました。

## 日程第15 議案第9号

### 北海道市町村総合事務組合規約を変更するための協議について

○議長（山下敏二）日程第15、議案第9号『北海道市町村総合事務組合規約を変更するための協議について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（佐藤聖一郎）議長。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第9号でございます。

北海道市町村総合事務組合規約を変更するための協議について。地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により関係地方公共団体と北海道市町村総合事務組合規約を別紙のとおり変更するた

めの協議をすることについて同法290条の規定により議会の議決を求める。平成26年6月23日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、林総務課長からご説明申し上げますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○総務課長（林 典克）議長。

○議長（山下敏二）林総務課長。

○総務課長（林 典克）議案第9号、北海道市町村総合事務組合規約を変更するための協議につきまして、ご説明いたします。

北海道市町村総合事務組合とは、市町村、一部事務組合等の非常勤消防団員及び非常勤職員等の公務上の災害に対する損害補償に関する事務及び非常勤消防団員の退職報償金等の支払い事務等を共同で処理することを目的に設置された組織であります。この度上川中部消防組合、伊達壮瞥学校給食組合及び赤平市が脱退し、また道央廃棄物処理組合、鷹栖町及び上川町が加入することとなり、組合の共同で処理をする団体数の変更に伴う規約の改正が生じたので、地方自治法第290条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。なお、脱退をします上川中部消防組合及び伊達壮瞥学校給食組合は解散のため、赤平市は滝川地区広域消防事務組合に加入したことにより脱退をするものであります。また、加入します道央廃棄物処理組合が新規設立されたため、鷹栖町及び上川町の両町については、上川中部消防組合の解散に伴い、両町に消防団を設置するために加入するものであります。

新旧対照表をご覧願います。右側が現行の規約で、左側が変更案であります。アンダーラインを付している部分が今回変更する箇所であります。別表第1石狩振興局(15)を(16)に改め、北海道後期高齢者医療広域連合の次に、道央廃棄物処理組合を加え、空知総合振興局(35)を(34)に改め、赤平市を削り、上川総合振興局(31)を(30)に改め、上川中部消防組合を削り、胆振総合振興局(13)を(12)に改め、伊達壮瞥学校給食組合を削るものであります。

次ページをお開き願います。別表第2の第1項中、赤平市を削り、長万部町の次に鷹栖町、上川町を加え、上川中部消防組合を削るものであります。同表の第9項中、北海道後期高齢者医療広域連合の次に道央廃棄物処理組合を加え、上川中部消防組合及び伊達壮瞥学校給食組合を削るものであります。施行期日につきましては、総務大臣の許可の日から施行するものであります。以上で、説明を終わります。

○議長（山下敏二）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長（山下敏二）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長（山下敏二）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第9号『北海道市町村総合事務組合規約を変更するための協議について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第9号『北海道市町村総合事務組合規約を変更するための協議について』は、原案の

とおり可決されました。

---

### 日程第16 推薦第1号 仁木町農業委員会委員の推薦

○議長（山下敏二）日程第16、推薦第1号『仁木町農業委員会委員の推薦』を議題とします。

議案の朗読を事務局長にさせます。

○議会事務局長（浜野 崇）議長。

○議長（山下敏二）浜野局長。

○議会事務局長（浜野 崇）別冊議案書の6ページをお開き願います。

推薦第1号、仁木町農業委員会委員の推薦、仁木町農業委員会委員は平成26年7月19日をもって任期満了するので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第12条第1項第2号及び仁木町農業委員会委員定数条例（昭和32年条例第8号）本文第3項による、議会が推薦した農業委員会所掌に属する事項につき学識経験を有する者1名の規定に基づき、次の者を推薦する。平成26年6月23日提出、仁木町議会議長 山下敏二。記。住所、仁木町東町8丁目5番地2。氏名、大野雅義。生年月日、昭和18年3月4日。

なお、本件につきましては、5月20日付けで仁木町長から、仁木町農業委員会委員1名を議会推薦願う旨文書提出がございました。また、委員の任期につきましては、本年の7月20日から平成29年の7月19日まででございます。以上でございます。

○議長（山下敏二）議案の朗読が終わりました。

大野君は地方自治法第117条の規定により、除斥の対象となりますので、退場を求めます。

暫時休憩します。

**休 憩 午後 2時18分**

---

**再 開 午後 2時18分**

○議長（山下敏二）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、8名です。

日程第16、推薦第1号『仁木町農業委員会委員会委員の推薦』の議事を続けます。

お諮りします。議会が推薦する農業委員は1名です。議会推薦の仁木町農業委員会委員として大野雅義君を推薦したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議会推薦の仁木町農業委員会委員として大野雅義君を推薦することに決定しました。

暫時休憩します。

**休 憩 午後 2時19分**

---

**再 開 午後 2時40分**

○議長（山下敏二）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

---

### 日程第17 意見案第9号 地方財政の拡充を求める意見書

○議長（山下敏二）日程第17、意見案第9号『地方財政の拡充を求める意見書』を議題とします。

本件について、提出議員の説明を求めます。

○3番（嶋田 茂）議長。

○議長（山下敏二）嶋田君。

○3番（嶋田 茂）意見書について、説明いたします。別冊議案書の7ページです。

意見案第9号『地方財政の拡充を求める意見書』、上記意見案を別紙のとおり提出する。平成26年6月23日提出。提出者は私、嶋田茂、賛成者は、横関一雄議員です。意見書の内容につきましては、8ページに記載のとおりです。提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、内閣官房長官です。ご可決いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（山下敏二）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。嶋田君、自席へお戻りください。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、意見案第9号『地方財政の拡充を求める意見書』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、意見案第9号『地方財政の拡充を求める意見書』は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第18 意見案第10号

### 「情報・コミュニケーション法（仮称）」の早期制定を求める意見書

○議長（山下敏二）日程第18、意見案第10号『「情報・コミュニケーション法（仮称）」の早期制定を求める意見書』を議題とします。

本件について、提出議員の説明を求めます。

○8番（横関一雄）議長。

○議長（山下敏二）横関君。

○8番（横関一雄）提出意見書について、説明いたします。別冊議案書の9ページでございます。

意見案第10号『「情報・コミュニケーション法（仮称）」の早期制定を求める意見書』、上記意見案を別紙のとおり提出します。平成26年6月23日提出。提出者は私、横関一雄、賛成者は、嶋田茂議員でございます。意見書の内容につきましては、10ページに記載のとおりでございます。提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣でございます。よろしくご可決下さいますよう、お願いいたします。

○議長（山下敏二）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。横関君、自席へお戻りください。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、意見案第10号『「情報・コミュニケーション法（仮称）」の早期制定を求める意見書』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、意見案第10号、『「情報・コミュニケーション法（仮称）」の早期制定を求める意見書』は、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第19 意見案第11号 総合的・体系的若者雇用対策を求める意見書

○議長（山下敏二）日程第19、意見案第11号『総合的・体系的若者雇用対策を求める意見書』を議題とします。

本件について、提出議員の説明を求めます。

○2番（住吉英子）議長。

○議長（山下敏二）住吉君。

○2番（住吉英子）提出意見書について、説明いたします。別冊議案書の11ページです。

意見案第11号『総合的・体系的若者雇用対策を求める意見書』、上記意見案を別紙のとおり提出する。平成26年6月23日提出。提出者は私、住吉英子、賛成者は、嶋田茂議員です。意見書の内容につきましては、12ページに記載のとおりです。提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣です。ご可決くださいますよう、よろしく願いいたします。

○議長（山下敏二）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。住吉君、自席へお戻りください。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、意見案第11号『総合的・体系的若者雇用対策を求める意見書』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、意見案第11号『総合的・体系的若者雇用対策を求める意見書』は、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第20 意見案第12号

#### 地域包括ケアシステム構築のため地域の実情に応じた支援を求める意見書

○議長（山下敏二）日程第20、意見案第12号『地域包括ケアシステム構築のため地域の実情に応じた支援



を求める意見書』を議題とします。

本件について、提出議員の説明を求めます。

○2番（住吉英子）議長。

○議長（山下敏二）住吉君。

○2番（住吉英子）提出意見書について説明いたします。別冊議案書の13ページです。

意見案第12号『地域包括ケアシステム構築のための地域の実情に応じた支援を求める意見書』、上記意見案を別紙のとおり提出する。平成26年6月23日提出。提出者は私、住吉英子、賛成者は、大野雅義議員です。意見書の内容につきましては、14ページに記載のとおりです。提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、総務大臣です。ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（山下敏二）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。住吉君、自席へお戻りください。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、意見案第12号『地域包括ケアシステム構築のため地域の実情に応じた支援を求める意見書』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、意見案第12号『地域包括ケアシステム構築のため地域の実情に応じた支援を求める意見書』は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第21 意見案第13号

### 中小企業の事業環境の改善を求める意見書

○議長（山下敏二）日程第21、意見案第13号『中小企業の事業環境の改善を求める意見書』を議題とします。

本件について、提出議員の説明を求めます。

○2番（住吉英子）議長。

○議長（山下敏二）住吉君。

○2番（住吉英子）提出意見書について、説明いたします。別冊議案書の15ページです。

意見案第13号『中小企業の事業環境の改善を求める意見書』、上記意見案を別紙のとおり提出する。平成26年6月23日提出。提出者は私、住吉英子、賛成者は、嶋田茂議員です。意見書の内容につきましては、16ページに記載のとおりです。提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣府特命担当大臣、金融経済産業大臣、厚生労働大臣です。ご可決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（山下敏二）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。住吉君、自席へお戻りください。  
これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。  
これから、意見案第13号『中小企業の事業環境の改善を求める意見書』を採決します。  
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、意見案第13号『中小企業の事業環境の改善を求める意見書』は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第22 意見案第14号

### 鳥獣の捕獲促進体制強化の速やかな実施を求める意見書

○議長（山下敏二）日程第22、意見案第14号『鳥獣の捕獲促進体制強化の速やかな実施を求める意見書』を議題とします。

本件について、提出議員の説明を求めます。

○2番（住吉英子）議長。

○議長（山下敏二）住吉君。

○2番（住吉英子）提出意見書について説明いたします。別冊議案書の17ページです。

意見案第14号『鳥獣の捕獲促進体制強化の速やかな実施を求める意見書』、上記意見案を別紙のとおり提出する。平成26年6月23日提出。提出者は私、住吉英子、賛成者は、大野雅義議員です。意見書の内容につきましては、18ページに記載のとおりです。提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、環境大臣、農林水産大臣、総務大臣、厚生労働大臣です。ご可決くださいますよう、よろしく願いいたします。

○議長（山下敏二）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。住吉君、自席へお戻りください。  
これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、意見案第14号『鳥獣の捕獲促進体制強化の速やかな実施を求める意見書』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、意見案第14号『鳥獣の捕獲促進体制強化の速やかな実施を求める意見書』は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第23 意見案第15号

### 教育委員会制度の見直しに関する意見書

○議長（山下敏二）日程第23、意見案第15『教育委員会制度の見直しに関する意見書』を議題とします。

本件について、提出議員の説明を求めます。

○7番（上村智恵子）議長。

○議長（山下敏二）上村君。

○7番（上村智恵子）提出意見書について説明いたします。別冊議案書の19ページです。

意見案第15号『教育委員会制度の見直しに関する意見書』、上記意見案を別紙のとおり提出する。平成26年6月23日提出。提出者は私、上村智恵子、賛成者は大野雅義議員です。意見書の内容につきましては、20ページに記載のとおりです。提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣です。ご可決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（山下敏二）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。上村君、自席へお戻りください。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、意見案第15号『教育委員会制度の見直しに関する意見書』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、意見案第15号『教育委員会制度の見直しに関する意見書』は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第24 意見案第16号

### 消費税10%実施の中止を求める意見書

○議長（山下敏二）日程第24、意見案第16号『消費税10%実施の中止を求める意見書』を議題とします。

本件について、提出議員の説明を求めます。

○7番（上村智恵子）議長。

○議長（山下敏二）上村君。

○7番（上村智恵子）提出意見書について説明いたします。別冊議案書の21ページです。

意見案第16号『消費税10%実施の中止を求める意見書』、上記意見案を別紙のとおり提出する。平成26年6月23日提出。提出者は私、上村智恵子、賛成者は、野崎明廣議員です。意見書の内容につきましては、22ページに記載のとおりです。提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣です。ご可決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（山下敏二）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。上村君、自席へお戻りください。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

○2番（住吉英子）議長。

○議長（山下敏二）住吉君。取り消します。まず、原案に反対者の発言を許します。住吉君。

○2番（住吉英子）2番・住吉。消費税10%の実施の中止を求める意見書に反対する討論を行います。

2025年を展望し、増額となりうる保険料に対しまして、社会保障と税の一体改革により、年金、医療、看護の充実を目指し、国の施策として推進された消費税10%と考えます。それで中止ということはこれからの財政に大変支障をきたすと思いますので、この意見書に反対いたします。

○1番（野崎明廣）議長。

○議長（山下敏二）次に、原案に賛成者の発言を許します。野崎君。

○1番（野崎明廣）1番・野崎です。賛成、消費税を阻止する中止を求める賛成をしたいと思います。

内容につきましては、8%の消費税がなった状況の中で非常にこうまだ月日も立たない状況の中で非常に町民国民が非常に混乱しているという状況も出ております。これがまた即1年も足らずに10%という状況においては、非常に今後の情勢を考えると、仕方ないのかもしれませんが、あまりにも10%という形の中で進むということに対してはちょっと自分としては不本意な意見だと思います。これからのいろんな形の中で、国民のために活用される方向性は出てくるとは思いますけれども、今、時期としては今そうではないような感じもしておりますので、私は反対を、中止を賛成したいと思います。以上です。

○議長（山下敏二）他に討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）これで、討論を終わります。

これから、意見案第16号『消費税10%実施の中止を求める意見書』を採決します。この採決は起立によって行います。

本件について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔「起立少数」〕

○議長（山下敏二）「起立少数」です。

したがって、意見案第16号『消費税10%実施の中止を求める意見書』は、否決されました。

---

## 日程第25 意見案第17号

### 労働者派遣法改正及び労働時間上限撤廃など労働法制改正に反対する意見書

○議長（山下敏二）日程第25、意見案第17号『労働者派遣法改正及び労働時間上限撤廃など労働法制改正に反対する意見書』を議題とします。

本件について、提出議員の説明を求めます。

○7番（上村智恵子）議長。

○議長（山下敏二）上村君。

○7番（上村智恵子）提出意見書について説明いたします。別冊議案書の23ページです。

意見案第17号『労働派遣法改正及び労働時間上限撤廃など労働法制改正に反対する意見書』、上記意見案

を別紙のとおり提出する。平成26年6月23日提出。提出者は私、上村智恵子、賛成者は、嶋田茂議員です。意見書の内容につきましては、24ページに記載のとおりです。提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣です。ご可決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（山下敏二）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。上村君、自席へお戻りください。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、意見案第17号『労働者派遣法改正及び労働時間上限撤廃など労働法制改正に反対する意見書』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、意見案第17号『労働者派遣法改正及び労働時間上限撤廃など労働法制改正に反対する意見書』は、原案のとおり可決されました。

## 日程第26 議員の派遣

○議長（山下敏二）日程第26『議員の派遣』の件を議題とします。

お諮りします。本件については、議会運営委員会委員長報告のとおりです。平成26年7月4日、札幌市で開催される北海道町村議会議長会主催の議員研修会へ全議員を、8月21日、泊村で開催される後志町村議会議長会主催の議員研修会へ全議員を、10月11日、七飯町で開催される北海道女性議員協議会総会へ住吉君・上村君をそれぞれ派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、平成26年7月4日の札幌市での研修会に全議員を、8月21日の泊村での研修会に全議員を、10月11日の七飯町での総会に住吉君・上村君をそれぞれ派遣することに決定しました。

## 日程第27 委員会の閉会中の継続審査

○議長（山下敏二）日程第27『委員会の閉会中の継続審査』の件を議題とします。

林総務経済常任委員会委員長、上村議会運営委員会委員長、住吉議会広報編集特別委員会委員長より、各委員会に関する事項について、仁木町議会会議規則第74条の規定により、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

## 日程第28 委員会の閉会中の所管事務調査

○議長（山下敏二）日程第28『委員会の閉会中の所管事務調査』の件を議題とします。

林総務経済常任委員会委員長から所管事務事項について、仁木町議会会議規則第74条の規定により、閉会中の所管事務調査の申し出があります。

お諮りします。林総務経済常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、林総務経済常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることに決定しました。

暫時休憩します。

休 憩 午後 3時07分

再 開 午後 3時08分

○議長（山下敏二）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は9名です。

佐藤町長から発言の申し出がありますのでこれを許します。

○町長（佐藤聖一郎）議長。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）山下議長のお取り計らいにより、発言の機会を賜り誠にありがとうございます。

平成26年第2回仁木町議会定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。議員各位には本定例会に提案いたしました案件につきまして、格別のご審議の下ご可決賜り、心より感謝とお礼を申し上げます。また、議案審議の中で、あるいは一般質問におきまして、議員の皆様から賜りました多くのご意見・ご指摘等を踏まえ、今後の町政運営に誠心誠意取り組んでまいります。

先日、札幌で行われました。国土強靱化地域セミナーに参加してまいりました。「国土強靱化で地域はどう変わるのか」、「地方自治体は何をすべきか」というテーマの下、3月1日に本町で行いました農業講演会でも講師を務めていただきました金谷年展先生の講演のほか、古屋圭司国土強靱化担当大臣の基調講演を聴講してまいりました。双方の主張の共通点として、まずは地域の現状把握し、抱えている課題の優先順位をつけることが大事であり、その最優先課題から対策を講じることが重要であるというふうに申しておりました。今回の講演を経て、本町が抱えている課題と照らし合わせて考察してみますと、精査しなければならない点が数多く、これから地域を強靱化させるための計画を綿密に練っていかねばならないと痛感した次第であります。

結びになりますが、これから本格的な夏を迎えますが、議員各位には益々ご多忙をきわめると存じます。町政発展のために更にご尽力賜りますよう心からご祈念申し上げますとともに、議員各位の一層のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。誠にどうもありがとうございます。

○議長（山下敏二）お諮りします。

本定例会の会議に付された事件はすべて終了しました。したがって、仁木町議会会議規則第6条の規定

により閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。これで、本日の会議を閉じます。

平成26年第2回仁木町議会定例会を閉会します。ご審議、大変ご苦勞様でした。

**閉 会 午後 3時11分**

---

以上、会議の経過は書記が記録したものであるが、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

平成26年第2回仁木町議会定例会議決結果表

会 期 平成26年6月23日（1日間）  
 （開会～午前9時30分 / 閉会～午後3時11分）

議案番号	議 件 名	議決年月日	議決結果
議案第1号	平成26年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第2号）	H26.6.23	原案可決
議案第2号	平成26年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	H26.6.23	原案可決
議案第3号	平成26年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）	H26.6.23	原案可決
議案第4号	平成26年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	H26.6.23	原案可決
議案第5号	仁木町税条例等の一部を改正する条例制定について	H26.6.23	原案可決
議案第6号	仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について	H26.6.23	原案可決
議案第7号	余市町と仁木町の旅券交付申請及び交付に関する事務の委託について	H26.6.23	原案可決
議案第8号	北海道町村議会議員公務災害補償等組合同約を変更するための協議について	H26.6.23	原案可決
議案第9号	北海道市町村総合事務組合同約を変更するための協議について	H26.6.23	原案可決
推薦第1号	仁木町農業委員会委員の推薦	H26.6.23	推 薦
意見案第9号	地方財政の拡充を求める意見書	H26.6.23	原案可決
意見案第10号	「情報・コミュニケーション法（仮称）」の早期制定を求める意見書	H26.6.23	原案可決
意見案第11号	総合的・体系的若者雇用対策を求める意見書	H26.6.23	原案可決
意見案第12号	地域包括ケアシステム構築のための地域の実情に応じた支援を求める意見書	H26.6.23	原案可決
意見案第13号	中小企業の事業環境の改善を求める意見書	H26.6.23	原案可決
意見案第14号	鳥獣の捕獲促進体制強化の速やかな実施を求める意見書	H26.6.23	原案可決
意見案第15号	教育委員会制度の見直しに関する意見書	H26.6.23	原案可決
意見案第16号	消費税10%実施の中止を求める意見書	H26.6.23	否 決
意見案第17号	労働者派遣法改正及び労働時間上限撤廃など労働法制改正に反対する意見書	H26.6.23	原案可決